

基労管発第0317014号  
基労補発第0317002号  
平成18年3月17日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部.  
労災管理課長  
補償課長

「石綿救済法の相談対応の手引」の作成について

石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金の支給事務の取扱いについては、平成18年3月17日付け基発第0317004号「特別遺族給付金の支給事務の取扱いについて」により指示されたところであるが、同通達に示された相談対応の具体的内容については、別添の「石綿救済法の相談対応の手引」によること。

# 石綿救済法の相談対応の手引

平成 18 年 3 月

厚生労働省労働基準局労災補償部

# 目 次

1	石綿による健康被害の救済に関する法律の概要	2
2	相談対応の基本的事項	4
	(1) 相談対応における基本的認識	4
	(2) 相談対応に当たっての留意点	4
3	相談対応の具体的内容	5
	(1) 相談票の活用について	5
	(2) 具体的な相談対応	5
	(3) 相談対応におけるその他の留意事項	9
4	特別遺族給付金請求書受付時の留意事項及び必要書類について	9
	(1) 特別遺族給付金受付時の留意事項	9
	(2) 戸籍謄本又は抄本	10
	(3) 死亡診断書等の法務局の証明書	10
5	質疑応答事例	14
	(1) 相談窓口に関する質問	14
	(2) 制度の基本に関する質問	15
	(3) 請求に関する質問	19
	(4) 給付に関する質問	23
6	関係資料	24
	資料番号1 石綿（アスベスト）による健康障害等相談票	25
	資料番号2 リーフレット「ご注意ください」	27
	資料番号3 独立行政法人環境再生保全機構及び環境省地方環境事務所の電話番号等	29
	資料番号4 特別遺族給付金パンフレット	31
	資料番号5 救済給付パンフレット	39
	資料番号6 救済給付リーフレット	47
	資料番号7 石綿救済法に基づく特別遺族給付金受付管理簿	49
	資料番号8 死亡届書記載事項証明書交付の依頼について	51
	資料番号9 厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則に基づく死亡届書の記載事項証明書の交付請求について（事務連絡）	53
	資料番号10 石綿関連疾患の関係資料に係る保存年限	83

# 1 石綿による健康被害の救済に関する法律の概要

## I. 制度の目的

石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「石綿救済法」という。）は、石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目的として設けられたものである。

## II. 制度の概要

### 【特別遺族給付金の支給制度】

#### (1) 対象者

石綿にさらされることにより発症した中皮腫、肺がん、石綿肺、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚により平成 13 年 3 月 26 日以前に死亡した労働者及び特別加入者（以下「死亡労働者等」という。）の遺族であって、労災保険法の規定による遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅したもの。

#### (2) 給付の種類

##### ア 特別遺族年金

死亡労働者等の配偶者等の遺族であって、死亡労働者等の死亡の当時その収入によって生計を維持していたこと等の要件を満たすものに対して支給される。

受給権者の範囲は、基本的に労災保険法上の遺族補償年金と同様であるが、労働者等の死亡当時から法施行日までの間において婚姻等、労災保険法における遺族補償年金の受給権の消滅事由と同様の状態に該当していないことが要件とされている点が異なる（特別遺族年金の受給権の消滅事由は、労災保険法における遺族補償年金の受給権の消滅事由と同様である。）。

給付額は、年金の受給資格者の数に応じて、以下のとおり定額とされている。

受給権者数	1人	2人	3人	4人以上
給付額（1年につき）	240万円	270万円	300万円	330万円

##### イ 特別遺族一時金

法施行日において特別遺族年金を受けることができる遺族がいなく、配偶者等の遺族に対して支給（1,200万円）。

#### (3) 請求期限

特別遺族給付金には請求の期限が定められており、施行日から3年以内（平成 21 年 3 月 27 日まで）に請求しなければ、受給できなくなる。

#### (4) 費用

労働保険料として労災保険適用事業主から徴収する。

## 【救済給付の支給制度】

### (1) 対象者

ア 日本国内において石綿を吸入することにより中皮腫又は肺がんにかかった旨の認定を受けた者（以下「被認定者」という。）。

イ 本法の施行前に中皮腫又は肺がん起因して死亡した者の遺族

### (2) 救済給付の種類等

#### ア 救済給付の種類

##### (ア) 被認定者に関するもの

医療費（自己負担分）

療養手当

葬祭料（被認定者が死亡した場合、その遺族に対して支給される。）

##### (イ) 本法の施行前に中皮腫又は肺がん起因して死亡した者の遺族に対するもの

特別遺族弔慰金

特別葬祭料

##### (ウ) その他

救済給付調整金

#### イ 給付内容

被認定者が、その認定に係る疾病について保険医療機関等から医療を受けたときは、独立行政法人環境再生保全機構（以下、「機構」という。）は、被認定者に代わり、医療費として支給すべき額を当該保険医療機関等に支払うことが可能（この結果、被認定者の窓口負担は無し）。

#### ウ 認定

- ・石綿の吸入により中皮腫又は肺がんにかかった旨の認定（認定の効力は申請時に遡り、有効期間は5年間）は、医療費の支給を受けようとする者の申請に基づき、機構が実施する。
- ・機構は、認定等を行おうとするときは、医学的判定を要する事項に関し、環境大臣に判定を申し出る。環境大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて判定を行い、機構に対し、その結果を通知する。

### (3) 費用

- ・救済給付の費用に充てるため、機構に「石綿健康被害救済基金」を設置する。
- ・政府・地方公共団体は、予算の範囲内において、機構に対し、救済給付の費用に充てるための資金を交付・拠出する。
- ・救済給付の費用に充てるため、労災保険適用事業主等から、毎年度、「一般拠出金」を徴収する。
- ・石綿の使用量、指定疾病の発生状況等を勘案して政令で定める一定の要件に該当する事業主から、毎年度、「特別拠出金」を徴収する。

## 2 相談対応の基本的事項

### (1) 相談対応における基本的認識

ア 石綿救済法に定める死亡労働者等は、労災保険法施行日（昭和22年9月1日）以降に業務による石綿ばく露を原因とした肺がん、中皮腫等の疾病を発症し、石綿救済法施行日の前日の5年前（平成13年3月26日）までに死亡した労働者等であること、さらに、石綿関連疾患のばく露から発症までの潜伏期間（30年程度）を考慮すると、その死亡や石綿にばく露した事実等は数十年前に遡る事案も少なくないと考えられる。

したがって、石綿救済法に関して局署に来庁する相談者（遺族）の中には死亡労働者等に関する記憶が十分でないものも多いものと考えられる。しかしながら、石綿救済法はこのような事情にある事案も含めて可能な限り被災者の遺族を救済しようとするものであるから、その相談に当たっては、遺族の状況に配慮しつつ、事実関係の解明に努めるための懇切丁寧な対応が必要である。

イ 昨年、社会問題にまで発展した石綿による健康被害については、関係省庁間の連携が必ずしも十分ではなかったという反省を踏まえ、石綿救済法の施行に当たっては、環境省等の関係省庁と十分に連携し、相談者がいわゆる「たらい回し」の状況にあると感じることがないように、例えば、救済給付に関する相談がなされた場合についても、入手している情報により、可能な限りの説明を尽くすといった対応が必要である。

ウ 石綿救済法については、法律の成立から施行までの期間が短い等の事情から、短期間に集中的に相談がなされることが考えられる。このため、特に相談者が多く見込まれる局署においては、効率的かつ迅速に対応するための仕組みが必要である。

そのため、原則として、事前に「石綿（アスベスト）による健康障害等相談票」（以下、「相談票」という。資料番号1参照）を記載させた上で、当該相談票を用いて相談に対応する。

### (2) 相談対応に当たっての留意点

石綿救済法の施行に当たっては、厚生労働省と環境省が連携し、相談者、請求人の利便を図る観点から、①双方の窓口で互いにパンフレットやリーフレット、請求書等を備え置き、②相談者、請求人に対しては、必要に応じて双方の制度の必要な資料を手交の上内容を説明し、③相談窓口、請求又は申請先の紹介を行うこととしている。

また、局署の窓口における説明を相談者が誤解することにより、請求の遅れ等の事態の発生を防止する観点から、相談者や請求人に特に気を付けていただきたい留

意事項をリーフレット「ご注意ください」（資料番号2参照）にまとめたので、必ず手交の上説明すること。

各給付に係る相談において、特に留意する事項は以下のとおり。

- ◆ 特別遺族給付金のうちの特別遺族年金については、死亡した年月日にかかわらず、請求があった日の属する月の翌月から支給が開始されることから、早期の請求を勧めること。
- ◆ 平成13年3月27日以降に死亡した場合には、石綿救済法は適用されず、労災保険法の適用となる。そのため、遺族補償給付の請求時効である死亡の日の翌日から起算して5年を経過すると、遺族補償給付の支給も受けることができなくなる。相談に当たっては、必ず死亡年月日を確認の上、請求時効の期限が近い場合は速やかな請求を勧めること。
- ◆ 石綿救済法に基づく救済給付の医療費及び療養手当は、申請のあった日以降が支給の対象となり、労災保険が不支給になってから救済給付の申請を行った場合には支給開始時期が遅れることとなる。そのため、業務以外の原因によるアスベストばく露の可能性がある場合や、アスベストばく露の原因が不明な場合は、救済給付の概要を説明するとともに、相談・申請窓口を紹介し、早期に相談するよう助言すること。

またアスベストばく露の原因が不明な場合は、労災保険又は特別遺族給付金の請求と同時に救済給付の申請ができることを説明すること。

### 3 相談対応の具体的内容

#### (1) 相談票の活用について

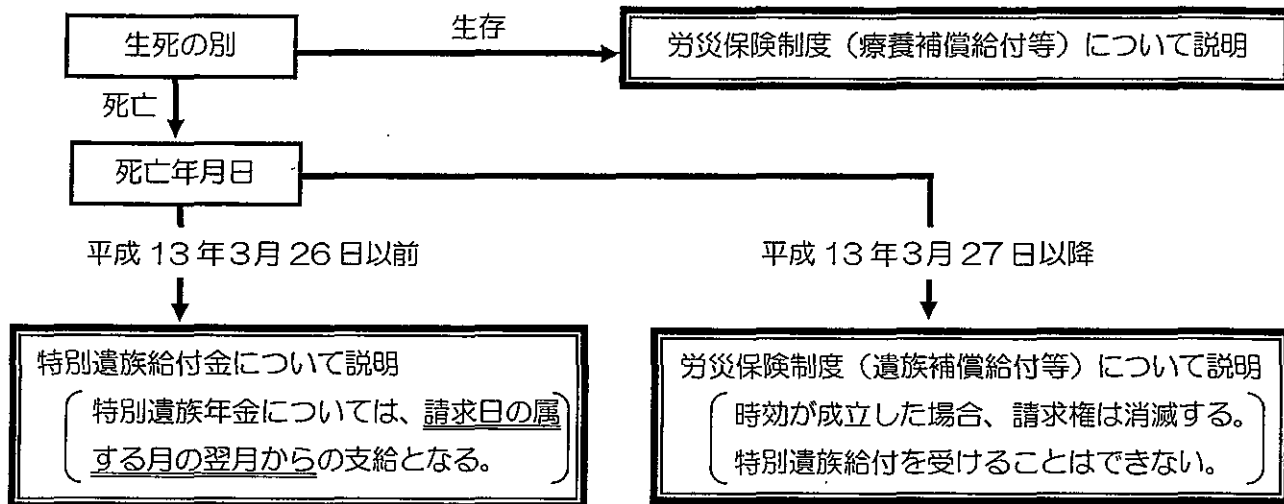
局署の窓口において、石綿による健康被害に関する相談があった場合には、効率的かつ迅速な相談対応に当たるため、事前に相談票に必要事項を記載させた上で、当該相談票の記載内容に応じた的確な相談対応に当たること。

また、相談対応者は、相談内容、当該相談に対する説明内容、配付した資料を相談票下段の職員記入欄に記録し、当分の間、局署において保管しておくこと。

#### (2) 具体的な相談対応

相談票には、「石綿（アスベスト）との関係について、「○」を付けてください」という設問項目があり、その回答に基づく説明のポイントと具体的な説明事項を次頁に示す。

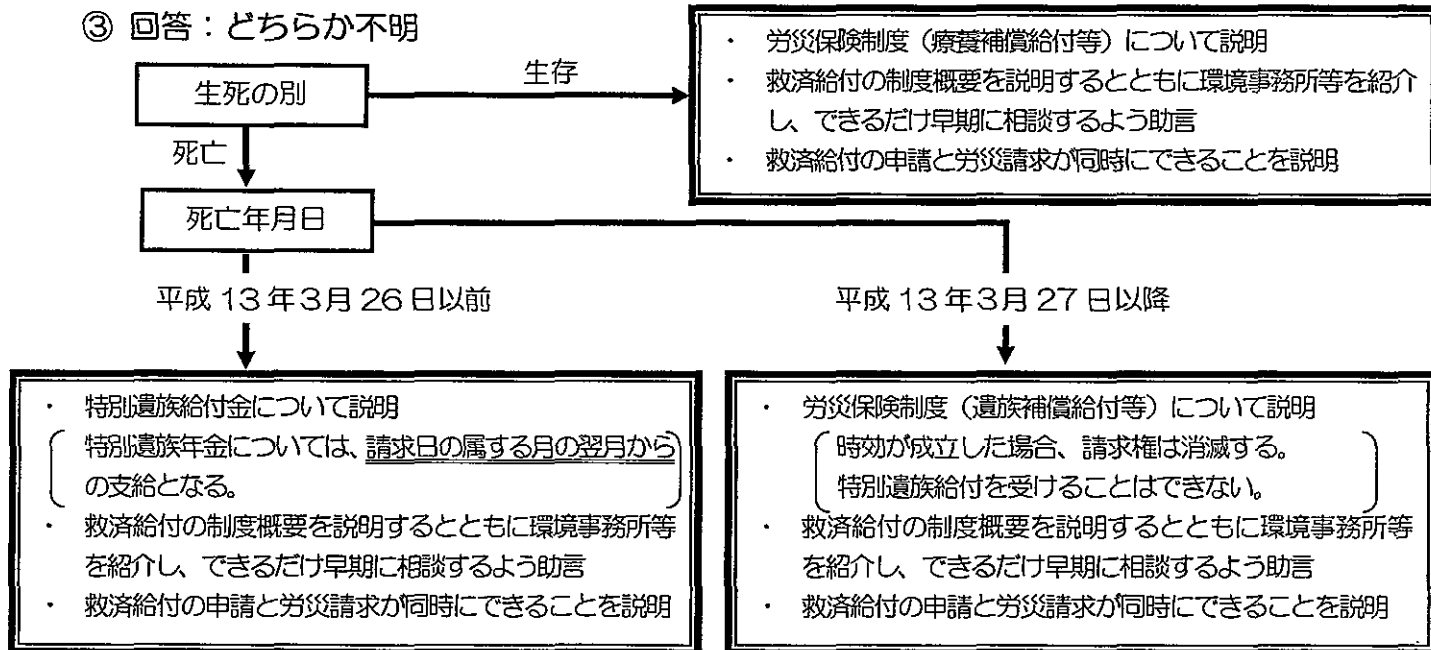
① 回答：仕事で石綿（アスベスト）を扱っていた



② 回答：住居の近辺に石綿（アスベスト）事業場がある

救済給付の制度概要を説明するとともに環境事務所等を紹介し、環境事務所等を紹介し、できるだけ早期に相談するよう助言

③ 回答：どちらか不明



〔参考〕

疾病の原因	生・死の別	死 亡	
		平成13年3月26日以前に死亡	平成13年3月27日以降に死亡
業務上	労災保険法に基づく給付 (療養補償給付等)	石綿救済法に基づく給付 (特別遺族給付)	労災保険法に基づく給付 (遺族補償給付等)
環境ばく露	石綿救済法に基づく給付 (医療費等)	石綿救済法に基づく給付 (特別遺族弔慰金等)	



①回答：仕事で石綿（アスベスト）を扱っていた  
【業務による石綿ばく露の可能性が高いケース】

A) 被災者が生存している場合

当該者は労災保険給付（療養補償給付、休業補償給付）の対象となるため、労災保険給付の請求手続き等について説明すること。

また、当該者が労働基準法に定める労働者でない可能性もあるため、できるかぎり職歴等を確認の上、労災保険給付の支給対象とならない可能性がある場合は、労災保険給付の請求手続き等に関する説明とあわせて、石綿救済法に基づく救済給付についてパンフレットを手交し、その概要について説明するとともに相談窓口等を紹介する。

なお、この場合、労災保険給付の請求と併せて救済給付の申請も行うことができることも説明すること。

B) 被災者が平成13年3月26日以前に死亡している場合

当該者の遺族は石綿救済法における特別遺族給付金の支給対象者となるため、特別遺族給付金の請求手続き等について説明すること。

説明に当たっては、特別遺族給付金のうち特別遺族年金は請求日の属する月の翌月から支給されること、施行日から3年を経過したとき（平成21年3月27日以降）は、請求できなくなることを十分説明し、早期の請求を勧めること。

C) 被災者が平成13年3月27日以降に死亡している場合

当該者の遺族は労災補償（遺族補償給付等）の対象者となるため、労災請求の手続き等について説明すること。

説明に当たっては、

- ◆ 遺族補償給付を受ける権利は、労働者等の死亡の日の翌日から起算して5年間で時効により消滅すること、
- ◆ 特別遺族給付金を受給できる遺族は、平成13年3月26日以前に死亡した労働者等の遺族に限定されること、
- ◆ 遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅した場合は、労災補償も特別遺族給付金も受給できなくなること

を十分に説明し、直ちに労災請求を行うよう促すこと。

②回答：住居の近辺に石綿（アスベスト）事業場がある  
【環境ばく露の可能性が高いケース】

D) この場合における被災者については、環境ばく露の可能性が高いため、当該者及びその遺族に対しては、救済給付金の概要を説明するとともに、救済給付の相談窓口、申請手続き先である独立行政法人環境再生保全機構本部、

支部及び環境省地方事務所（資料番号3参照）を紹介する。

また、救済給付の医療費や療養手当の支給については、申請日から効力が発生することになっているので、その旨も必ず説明し、早期に相談するよう助言すること。なお、救済給付の申請は郵送で行うことも可能であり、郵送の際には郵便の消印日が申請のあった日とみなされる。（特別遺族給付金は労災請求と同じく監督署に到達し受け付けた日が請求のあった日である。）

4月中旬以降、一部の保健所でも相談対応、申請の受付を順次、始めていくとのことであるので、機構のホームページや都道府県への照会等により情報収集に努めること。

### ③回答：どちらか不明

【業務による石綿ばく露と環境ばく露の両方の可能性があるケース】

#### E) 被災者が生存している場合

当該者は労災保険給付又は救済給付金のどちらかの支給対象になるため、労災保険給付の請求手続き等について説明するとともに、救済給付の概要の説明及び窓口の紹介を行い、早期の相談を助言する。

また、労災保険給付の請求と併せて救済給付の申請も行うことができることを説明すること。

救済給付に関する説明上の留意点は、②-D) のとおり。

#### F) 被災者が平成13年3月26日以前に死亡している場合

当該者は特別遺族給付金又は救済給付金のどちらかの支給対象になるため、特別遺族給付金の請求手続き等について説明するとともに、救済給付の概要の説明及び窓口の紹介を行い、早期の相談を助言する。

また、特別遺族給付金の請求と併せて救済給付の申請も行うことができることを説明すること。

特別遺族給付金に関する説明上の留意点は、①-B) のとおり。

#### G) 被災者が平成13年3月27日以降に死亡している場合

当該者は労災保険給付（遺族補償給付）又は救済給付金のどちらかの支給対象になるため、労災保険給付の請求手続き等について説明するとともに、救済給付の概要の説明及び窓口の紹介を行い、早期の相談を助言する。

また、労災保険給付の請求と併せて救済給付の申請も行うことができることを説明すること。

労災保険給付（遺族補償給付）に関する説明上の留意点は、①-C) のとおり。

### (3) 相談対応におけるその他の留意事項

特別遺族給付金に関する相談に当たっては、パンフレット（資料番号4参照）を用いながら丁寧に説明すること。また、パンフレットに記載されている事項の中で特に重要なポイントについては、リーフレット「ご注意ください」にまとめているので、パンフレットと一緒に相談者に配布すること。

また、厚生労働省と環境省が連携して、請求人の利便を図るため双方の窓口で救済給付と特別遺族給付金のパンフレット及び申請書等を備え置くこととしているので相談内容に応じて、救済給付のパンフレット（資料番号5参照）、リーフレット（資料番号6参照）及び申請書等についても交付すること。

## 4 特別遺族給付金請求書受付時の留意事項及び必要書類について

### (1) 特別遺族給付金受付時の留意事項

ア 特別遺族給付金のうち特別遺族年金については、請求書を受け付けた日の属する月の翌月から支給が開始されることから、請求書の提出が行われた時点で速やかに受付印の押印を行う等の確実な受付事務を徹底すること。

なお、請求書が提出された際、施行規則で定める戸籍等の必要書類が添付されていない場合でも、受付処理は確実に実施した上で、別途、当該書類等の提出を求めるとし、添付書類の不備を理由に請求を受け付けないといった対応はとらないこと。

イ 石綿救済法の施行日は3月27日であるが、特別遺族給付金の請求書は、3月20日から受付が開始されるため、この間に受け付けた請求書については、実際に請求書を受け付けた日の日付で受付日付印を押印すること。

ただし、受付の効力は法律施行日から発することとなるため、3月20日から26日までの間に受け付けた請求書については、法律施行日である3月27日に受け付けたものとして取り扱われ、請求書に係る登録帳票の作成に当たっては、3月27日に受け付けたものとして処理すること。

また、法律施行日前に請求を行った請求人に対しては、円滑な請求手続きを実施するために法律施行日の1週間前から受付を開始しているが、法的な受付日は3月27日となること、それにより不利益を被ることはないことを説明すること。

ウ 特別遺族給付金に係る機械処理システムは、平成18年4月3日から稼働する予定であり、請求書受付開始日からシステム稼働日までの間は、システムによる受付管理はできないことから、4月2日までに受付を行った請求書については、石綿救済法に基づく特別遺族給付金受付管理簿（以下「受付管理簿」という。資料番号7参照）に受付日、給付の種類、請求人氏名、死亡労働者氏名、事業の名称等を記載すること。

受付管理簿の「受付日」欄は、受付日付印の日付を記載すること。また、「受付番号」欄の番号は通し番号とするとともに、対応する請求書の欄外右上段に手

書きで当該番号を記載しておくこと。

エ 4月2日までに受付を行った請求書については、署の文書管理者が施錠可能な保管庫に保管し、散逸等のないよう厳重に管理すること。また、受付管理簿についても、請求書とは別に保管し管理すること。

## (2) 戸籍謄本又は抄本

特別遺族給付金の請求に当たっては、請求人等と死亡労働者との身分関係を証明するための書類として、戸籍の謄本又は抄本の提出が施行規則において定められているが、特別遺族給付金の支給に関しては、被災労働者の死亡時における請求人等との身分関係のみならず、死亡時から法律施行日までの間において婚姻や離縁等の事実がないことを要件としているため、施行日以降に証明された戸籍謄本又は抄本が必要となる。

したがって、3月20日から26日までの間に請求が行われた場合には、戸籍謄本又は抄本を添付できないこととなるため、この場合、当該書類が添付されていない状況で請求書を受け付け、所定の受付処理を行った上で、3月27日以降、改めて郵送等により戸籍謄本又は抄本を提出する必要がある旨を請求人や相談者に対して説明すること。

## (3) 死亡診断書等の法務局の証明書

ア 死亡診断書等の法務局等の証明書については、死亡労働者等の死亡原因を特定するために必要な書類となる。ここでいう死亡診断書等とは、死亡診断書、死体検案書又は検視調書を指し、証明書とは死亡労働者等の死亡届提出時点における本籍地（市区町村）を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局が死亡届に添付された死亡診断書等の記載事項を証明したものを指す。

イ 請求人本人が死亡診断書等の原本や写しを保管していることは、極めてまれであると考えられること等から、特別遺族給付金の請求書には死亡診断書等の記載事項に係る法務局等の証明書を添付することとしている。

また、法務局等における保存期間（原則として死亡日の属する年度の翌年から27年間）が経過しているため、証明書が交付されない場合には、請求人が保管する死亡診断書の原本又はその写し、診療録の写し、生命保険関係の書類等で死亡労働者等の死亡原因が記載された客観的資料を提出させ、死亡原因の確認を行うこととなる。

なお、死亡労働者等の死亡した日の属する年の翌年から27年間経過していないにもかかわらず、請求人から証明書が交付されなかったとする申し出があった場合には、署において法務局等に対し、改めて照会の上、確認を行うこと。

ウ 法務局等に対して証明書を請求する相談者等に対しては、監督署長が発行する「死亡届書記載事項証明書交付の依頼について」（以下「交付依頼書」という、

資料番号8)の所定欄(請求する者の氏名・住所・電話番号、死亡した者の本籍・氏名)の記入を行わせて上で、複写式用紙2枚目を手交し、証明書の請求を行うに際して、当該交付依頼書を添付するよう説明すること。

また、交付依頼書の手交後は、複写式用紙1枚目の控えを保管することにより、当該書類の手交状況を明確にしておくこと。

なお、証明書の交付にあたっての法務本省による法務局等に対する指示については、「厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則に基づく死亡届書の記載事項証明書の交付請求について(事務連絡)」(資料番号9)のとおり。

エ 証明書の交付に関する相談対応等におけるその他の留意事項については、以下のとおり。

- ◆ 交付依頼書の発行は所轄監督署以外の監督署において発行を行って差し支えない。また、都道府県労働局の窓口において発行する交付依頼書は、当該労働局の所在地を管轄する監督署長が発行するものを使用すること。
- ◆ 交付依頼書に記載されている証明書の請求の際、必要となる書類等を説明すること。
- ◆ 法務局等における証明書の交付に係る事務処理については、数日を要することがあるため、後日、郵送による交付を希望する場合は、請求の際に返信用封筒(宛名を記載し、切手を貼付したもの)も併せて提出するよう説明すること。
- ◆ 証明書の交付事務を行う法務局等については、死亡労働者の死亡届提出時点における本籍地(市区町村)を管轄する法務局等であることを説明し、死亡労働者等の死亡届提出時点における本籍地が明らかな場合は、資料番号9の管轄一覧表により当該法務局等を示唆すること。
- ◆ 相談者等に対し、法務局等に赴く前に、電話等により証明書の発行を請求する旨の連絡をし、請求先となる法務局等、持参する書類等の確認するよう説明すること。  
また、代理人が証明書の請求を行う場合には、手続き方法や必要書類についても、当該法務局等に確認するよう説明すること。
- ◆ 法務局等の証明書が添付されていない特別遺族給付金の請求書が提出された場合には、必ず受付日付印を押印した上で、法務局等に対する証明書の請求手続きを説明すること(本手引4(1)ア参照)。

戸籍法（昭和二十二年十二月二十二日法律第二百二十四号）

第四十八条 届出人は、届出の受理又は不受理の証明書を請求することができる。

- 2 利害関係人は、特別の事由がある場合に限り、届書その他市町村長の受理した書類の閲覧を請求し、又はその書類に記載した事項について証明書を請求することができる。
- 3 第十条第四項の規定は、前二項の場合にこれを準用する。

第八十六条 死亡の届出は、届出義務者が、死亡の事実を知つた日から七日以内（国外で死亡があつたときは、その事実を知つた日から三箇月以内）に、これをしなければならない。

- 2 届書には、次の事項を記載し、診断書又は検案書を添付しなければならない。
  - 一 死亡の年月日時分及び場所
  - 二 その他法務省令で定める事項
- 3 やむを得ない事由によつて診断書又は検案書を得ることができないときは、死亡の事実を証すべき書面を以てこれに代えることができる。この場合には、届書に診断書又は検案書を得ることができない事由を記載しなければならない。

戸籍法施行規則（昭和二十二年十二月二十九日司法省令第九十四号）

第四十八条 戸籍の記載手続を完了したときは、届書、申請書その他の書類は、本籍人と非本籍人とに区別し、事件の種類によつて、受附の順序に従い各別にこれをつづり、且つ、各々目録をつけなければならない。但し、市町村長は、相当と認めるときは、事件の種類別に分けてつづることを要しない。

- 2 前項の書類で本籍人に関するものは、一箇月ごとに、遅滞なく管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局にこれを送付しなければならない。
- 3 第一項の書類で非本籍人に関するものの保存期間は、当該年度の翌年から一年とする。

第四十九条 前条第二項の規定によつて送付された書類は、受理し、又は送付を受けた市役所又は町村役場の区別に従い、年ごとに各別につづつて、これを保存しなければならない。但し、分けてつづることを妨げない。

2 前項の書類の保存期間は、当該年度の翌年から二十七年とする。

第四十九条の二 管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局が、第十五条第一項第二号、第三号及び第二項の規定によつて、戸籍又は除かれた戸籍の副本の送付を受けたときは、前条第二項の規定にかかわらず、当該戸籍に関する書類で市町村長が受理し又は送付を受けた年度の翌年から五年を経過したものは、これを廃棄することができる。

## 5 質疑応答事例

### (1) 相談窓口に関する質問

#### (1) - 1

特別遺族給付金について相談したいのですが、どこの労働基準監督署に相談すればいいのですか。

特別遺族給付金については、全国どこの労働基準監督署でもご相談を受け付けておりますので、最寄りの労働基準監督署にご相談下さい（都道府県労働局でもご相談を受け付けています。）。

なお、特別遺族給付金に関する支給又は不支給の決定は、アスベストにさらされる業務に従事した事業場（複数の事業場においてアスベストにさらされる業務に従事していた場合は、その最終の事業場）の所在地を管轄する労働基準監督署で行います。

#### (1) - 2

救済給付の内容や請求手続きについて労働基準監督署に相談することはできますか。

仕事以外の原因によるアスベスト関連疾患に関する給付（救済給付）の制度内容や認定基準については、独立行政法人環境再生保全機構又は地方環境事務所にご相談ください。

なお、救済給付に関する相談窓口等は、都道府県労働局又は労働基準監督署でもご案内いたします。また、救済給付に関するパンフレットや請求書等は、都道府県労働局又は労働基準監督署にも備え付けています。

#### (1) - 3

私は、現在中皮腫の治療を受けていますが、どこでアスベストにばく露したのかわかりません。どこに相談すればいいのですか。

中皮腫はアスベストばく露との関連が非常に強い疾病です。労働基準監督署では、これまでの職業歴等をお聞きした上で労災請求等の手続きについてご説明いたします。また、業務以外の原因でのばく露の可能性も否定できない場合は、（独）環境再生保全機構や環境省の地方環境事務所救済給付についての説明を行っていますが、労働基準監督署においても救済給付の概要の説明や相談・申請窓口をご案内いたしますので、最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

#### (1) - 4

保健所の相談窓口がいつ開設されるのか、どこに確認すればいいのですか。

保健所の相談窓口の開設時期については、独立行政法人環境再生保全機構におたずね下さい。



(2) 制度の基本に関する質問

(2) - 1

「石綿による健康被害の救済に関する法律」とは、どのような法律なのでしょうか。

石綿による健康被害に関しては、①石綿へのばく露から30～40年という非常に長い潜伏期間を経て発症すること、②発症から1, 2年で死亡に至るケースもあること、③石綿と疾病との関連性に本人も医師も気づきにくいという状況にあったこと等の特殊性が指摘されています。「石綿による健康被害の救済に関する法律」は、このような石綿による健康被害の特殊性に鑑み、石綿による健康被害を受けた者やその遺族に対し、各種の給付を支給することにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図るものです。

(2) - 2

厚生労働省と環境省が別々に対応するのは何故ですか。

石綿による健康被害者のうち、石綿にさらされる業務に従事していたことにより発症した労働者については、従来から、労災保険法による補償の対象であったことから、今回その遺族であって、労災保険法上の遺族補償給付の支給を受ける権利が時効により消滅した方に対する特別遺族給付金については、厚生労働省において担当するものです。

他方、石綿による健康被害者のうち業務上ばく露したとは言えない工場周辺の住民等に対する救済給付については、一般的な環境保全の問題として環境省が担当することとなっています。

したがって、特別遺族給付金は、労働基準監督署で受け付け、救済給付は、独立行政法人環境再生保全機構及び環境省地方環境事務所で受け付けることとしていますが、請求者の利便性を図る観点から、双方の受付窓口に双方のパンフレット等を置き、双方の給付金の概要や手続等を紹介、説明することとしています。

(2) - 3

特別遺族給付金の給付額の根拠を教えてください。

特別遺族年金の額は、現行の労災保険制度において中皮腫又は肺がんで死亡した労働者の遺族に対し支給される遺族補償年金、特別支給金等の平均額等を考慮して算定したものです。

特別遺族一時金の額は、労災保険制度における遺族補償一時金の額を考慮しつつ、年金の5年間程度の額としています。

(2) - 4

特別遺族給付金が定額なのは何故ですか。

今般の特別遺族給付金は、現行労災保険制度と異なり、事業主の労働者に対する災害補償責任に基づき損害を填補するものではなく、遺族の置かれている状況を踏まえ、今後の遺族の生活資金を補助する観点から、支給するものです。従って、必ずしも個々の労働者の賃金を算定し、個々に遺族の被扶養利益の補填額を算定する形とする必要はありません。

仮に、個々の労働者の賃金を確定することとなると、そのための時間を要することとなり、また個々の労働者の賃金データも保存されていない可能性が高いことも考慮すると、かえって迅速な救済を図れなくなることから、定額としているものです。

(2) - 5

被災者本人に対して支給される療養補償給付、休業補償給付又は障害補償給付の時効分が救済されないのは何故ですか。

今回の新法においては、石綿による健康被害の特殊性に鑑み、現行の労災保険法において何らの給付が受けられない者について特別に救済すべき、ということで、遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅した者に限り新たに特別遺族給付金を創設することとしたものです。

療養補償給付、休業補償給付又は障害補償給付については、それぞれの給付の時効が、療養の費用を支出した都度、休業のため賃金を受けない日ごと等に進行することから、請求があれば現在でもそれぞれの給付の対象となりうることから、あえて、新しい給付を創設することとはしなかったものです。

(2) - 6

被災者本人への療養補償給付の時効分が救済されないとしても、特別遺族給付金については、過去に要した医療費や葬祭の費用を支給するべきではないでしょうか。

過去の医療費の自己負担分、葬祭費のような実際に支出された相当分については、特別遺族給付金の額を算定する際に考慮しています。

(2) - 7

特別遺族給付金の支給にあわせて特別支給金と就学援護費が支給されないのは何故ですか。

特別支給金については、既に特別遺族給付金の額を算定する際に考慮しています。

労災就学等援護費については、業務災害により死亡した労働者の子弟が進学を断念すること等とならないよう支給されているものですが、今回の特別遺族給付金は、必ずしも個々の遺族の方の個別の事情に対応して支給するものではなく、石綿による健康被害の特殊性に鑑み、一定の救済措置を講ずることとしたものです。

(2) - 8

私は今、遺族補償年金を受給していますが、特別給付金の方が受給額が高いのでそちらに切り替えてもらえませんか。

今回の特別遺族給付金制度は、石綿と疾患又は業務との関連性に関する認識がなく、労災補償制度に基づく遺族補償給付を申請する期限が徒過してしまったという特別な事情に鑑み、特別に救済を行うものです。現行の労災保険制度から既に給付を受けている者は、そうした特別な事情がないことから、特別遺族給付金の対象とはできません。

(2) - 9

当社は建設業ですが、元労働者が特別遺族給付金の支給を受けた場合、メリット制の適用により労働保険料は上がりますか。

特別遺族給付金に要する費用については、労働保険料で賄うこととしており、原則として特別遺族給付金の給付実績に応じて保険料を算定することとなります。ただし、石綿による疾病については、比較的長期間その業務に従事することにより発症することから、日雇い労働者を雇用する事業主や短期間で事業が終了する有期事業の事業主にその負担を負わせることは必ずしも適当ではありません。そこで、建設の事業については、建設の事業に属する事業主を異にする二以上の事業場において石綿にさらされる業務に従事し、又は従事したことがある労働者であって、その労働者について、その業務に従事していた期間が肺がんにあっては10年、中皮腫にあっては1年に満たないものは、メリット制の収支率の算定基礎から除外することとしています。また、じん肺症についても従来どおり、一定の要件の下除外することとしています。

(2) - 10

環境ばく露による被害者の救済費用を何故すべての事業主から徴収するのですか。また、何故、労働保険料と一緒に徴収されるのですか。

石綿は、例えば建築物の天井や外壁、自動車のブレーキライニング、発電所のパッキン、水道管等に使用されてきた実態があり、産業基盤となる施設、設備、機械等に幅広く使用されてきたものです。

このため、およそ事業活動を営む全ての者が、石綿を使用した建築物を事務所とし、石綿を含有するパッキンを使用した発電所で発電された電気を利用し、石綿を含有するセメント水道管を通じて届いた水を利用すること等を通じて、石綿の使用による経済的利得を受けてきた事業者全てで費用負担することが妥当と判断したものです。

また、労働者を使用する事業主からの費用徴収については、労働保険料の徴収対象と重複するため、効率的かつ確実な徴収という観点から、労働保険料と一緒に徴収することとされたものです。

(2) - 11

特別遺族給付金を請求し、不支給として決定された場合、不服を申し立てることはできますか。

特別遺族給付金に関する決定に不服がある場合は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をすることが出来ます。また、労働者災害補償保険審査官にも不服がある場合は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることが出来ます。

審査請求及び再審査請求の手続等については、都道府県労働局又は労働基準監督署におたずね下さい。

### (3) 請求に関する質問

#### (3) - 1

特別遺族給付金の請求手続について教えてください。

(請求書用紙を手交した上で) これに必要事項を記載し、戸籍謄本又は抄本及び法務局が発行した死亡診断書の記載事項に関する証明書を添えて、亡くなられた労働者がアスベストにさらされる業務に従事した事業場の所在地を管轄する労働基準監督署へご提出ください。

#### (3) - 2

救済給付の請求書は、労働基準監督署で受け付けしてもらえますか。

救済給付の請求書は、監督署では受理できません。独立行政法人環境再生保全機構又は地方環境事務所に提出して下さい。郵送でも受け付けしてもらえます。

なお、監督署にも救済給付の請求書と環境再生保全機構あての封筒が備えてあるので、ご利用下さい。

#### (3) - 3

特別遺族給付金の請求期限はありますか

特別遺族給付金は、平成21年3月27日が請求期限と定められています。したがって、それ以降に請求書を提出されても支給できません。

#### (3) - 4

特別遺族給付金の請求書の受け付けはいつからですか。

3月20日から受け付けます。

なお、3月27日までの間に受け付けたものについては、石綿救済法の施行日である3月27日に請求があったものとして取り扱いますが、この取扱いによって請求者に不利益を及ぼすことはありません。

#### (3) - 5

私の夫は、3回転職し、その全ての会社でアスベストを取り扱う業務を行っていました。特別遺族給付金の請求書は、どこの労働基準監督署に提出すればいいのですか。

複数の事業場においてアスベストにさらされる業務に従事していた場合は、その最終の事業場の所在地を管轄する労働基準監督署に提出して下さい。

複数の事業場においてアスベストにさらされる業務に従事していた場合であって、その最終の事業場がわからないときは、当該複数の事業場の所在地を管轄する労働基準監督署に請求書を提出して下さい。

(3) - 7

請求書の記載に当たり、(死亡労働者の)勤めていた会社はわかりますが、作業内容までは承知していません。アスベスト作業の従事歴を明確に書くことができませんが、どのように記入すればよいですか。

具体的な作業内容がわからない場合は、所属していた部署名等(〇〇工場、●●部、△△課など)を、できるだけ詳しく記入して下さい。

(3) - 8

会社が事業主の証明をしてくれませんが、未記入のままでも提出できますか。

事業主が証明を拒んでいる場合や事業場の廃止等の理由により、事業主の証明が得られない場合は、事業主証明欄の記載事項(事業場の名称、所在地、事業主の氏名)をわかる範囲で記入していただき、事業主証明が得られない事情を労働基準監督署の担当者にご説明下さい。

(3) - 9

(死亡労働者の)勤務していた会社は既に廃業しています。この場合でも支給されますか。

勤務していた会社が廃業していても、特別遺族給付の請求を行うことができます。また、勤務していた会社が廃業していることを理由として不支給とされることはありません。

(3) -10

請求書に添付しなければならない書類は何がありますか。

請求書に添付していただく書類は以下のとおりです。もし、入手することができない書類がある場合は、その理由等を労働基準監督署の職員にお申し出下さい。

特別遺族年金支給請求書に添付する書類

- ① 死亡労働者に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書又は検視調書に記載してある事項についての法務局の発行する証明書
- ② 請求人及び請求人以外の特別遺族年金を受けることができる遺族と死亡労働者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本
- ③ 請求人又は請求人以外の特別遺族年金を受けることができる遺族が死亡労働者と婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類
- ④ 請求人及び請求人以外の特別遺族年金を受けることができる遺族が死亡労働者等の収入によって生計を維持していたことを証明する書類
- ⑤ 請求人及び請求人以外の特別遺族年金を受けることができる遺族のうち、一定以上の障害の状態にあることにより特別遺族年金を受けることができる遺族である者については、その者が死亡労働者の死亡の時から引き続きその障害の状態にあることを証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他の資料
- ⑥ 請求人及び請求人以外の特別遺族年金を受けることができる遺族のうち、請求人と生計を同じくしている者については、その事実を証明することができる書類

特別遺族一時金支給請求書に添付する書類は、次のとおりです。

- ① 請求人が死亡労働者と婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類
- ② 請求人が死亡労働者等の収入によって生計を維持していた者であるときは、生計を維持していたことを証明する書類
- ③ 平成18年3月27日において特別遺族年金を受けることができる遺族がいないときあつては、
  - ア 死亡労働者に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書又は検視調書に記載してある事項についての法務局の発行する証明書
  - イ 請求人と死亡労働者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本
- ④ 特別遺族年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該特別遺族年金を受けることができる遺族がない場合の特別遺族一時金の請求であるときは、③のイの書類

(3) -11

死亡労働者の収入によって生計を維持していたことを証明することができる書類とは、具体的にはどのようなものですか。

同居していた場合は、労働者が亡くなられた当時の住民票の写しや民生委員の証明書等を、別居していた場合は、銀行の預金通帳の写しなどの送金の事実を証明できるものを添付して下さい。

なお、これらの書類が入手できない場合はその旨を労働基準監督署の職員にお申し出下さい。

(3) -12

戸籍謄本や死亡診断書の証明書等、請求書に添付する書類の準備に時間がかかることが考えられるのですが、請求書だけでも先に提出してよろしいでしょうか。

請求書に添付する必要書類の入手に時間がかかる等の特段の事情がある場合には、請求書及びその時点で添付することができる必要書類を提出して下さい。

特に、遺族補償年金については、請求書を提出した日の属する月の翌月が支給開始時期となるので、請求書の提出は早めに行っていただくことをお勧めします。

なお、この場合には、請求書の提出後に、後日改めて他の添付書類の提出を行って下さい。



#### (4) 給付に関する質問

##### (4) - 1

私の夫は、アスベストにさらされる業務に従事していたことにより中皮腫にかかり、そのことが原因で10年前に亡くなりました。そのことに対して会社から損害賠償を受け取っていますが、特別遺族給付金の支給を受けることはできますか。

業務によるアスベスト関連疾患が原因で死亡したことに対して会社から損害賠償を受け取っている場合であっても、特別遺族給付金の請求を行うことができますが、賠償された金額の一定額を限度として、特別遺族給付金が減額される場合があります。

##### (4) - 2

施行日（平成18年3月27日）以降に労災保険法に基づく遺族補償給付の時効が成立した場合に、特別遺族給付金は給付されるのでしょうか。

平成18年3月27日以降に労災保険法に基づく遺族補償給付の時効が成立するものは、特別遺族給付金は支給されません。

アスベストにさらされる業務に従事したことを原因とするアスベスト関連疾患により死亡した労働者の遺族であって、平成18年3月27日以降に労災保険法の規定による遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅する方は、時効が成立する日（労働者等の死亡の日から5年経過した日）までに、労災保険法の規定による遺族補償給付の支給請求を行ってください。

##### (4) - 3

私は、過去にアスベストにさらされる作業に従事していました。現在、中皮腫の治療を受けていますが、石綿救済法に基づく給付を受けることはできますか。

アスベストにさらされる業務に従事したことを原因とする中皮腫、肺がんなどのアスベスト関連疾患（以下「アスベスト関連疾患」という。）のため療養を受けている方は、労災保険法の規定による療養補償給付等の支給の対象となりますので、所定の請求書により請求手続を行ってください。

アスベスト関連疾患が業務上のものと認められた場合は、労災保険法に基づく給付を受けることとなり、石綿救済法に基づく給付を受けることはできません。

##### (4) - 4

過去に労災保険の遺族補償給付の請求を行い不支給となりましたが、石綿救済法に基づく特別遺族給付金の支給を受けることはできますか。

過去に労災保険の遺族補償給付について不支給とされたものについては、特別遺族給付金は支給されません（ただし、時効を理由として不支給と決定されたものを除きます）。

## 6 参考資料

- 資料番号1 石綿（アスベスト）による健康障害等相談票
- 資料番号2 リーフレット「ご注意ください」
- 資料番号3 独立行政法人環境再生保全機構及び環境省地方環境事務所の電話番号等
- 資料番号4 特別遺族給付金パンフレット
- 資料番号5 救済給付パンフレット
- 資料番号6 救済給付リーフレット
- 資料番号7 石綿救済法に基づく特別遺族給付金受付管理簿
- 資料番号8 石綿関連疾患の関係資料に係る保存年限

# 石綿(アスベスト)による健康障害等相談票

労働局 監督署

事前に太線の枠内の事項について記入してください。

相談者	相談年月日	平成 年 月 日	前回相談の有無	無・有 (平成 年 月 日)	
	氏名 住所 電話	(匿名でも結構です。)		被災者との関係	1 本人 2 配偶者 3 その他の家族 4 会社関係者 5 その他 ( )
被災者	フリガナ 氏名			被災者の病名	1 中皮腫 2 肺がん 3 石綿肺 4 良性石綿胸水 5 びまん性胸膜肥厚 6 その他 ( )
	年 月 日生 ( 才 ) 男・女		※亡くなられている場合 (死亡年月日 年 月 日)		

持参した資料がある場合は、「○」を付けてください。

1 死亡診断書等	2 戸籍謄本又は抄本	3 その他 ( )
----------	------------	-----------

石綿(アスベスト)との関係について、「○」を付けてください。

1 仕事で石綿(アスベスト)を扱っていた	2 住居の近辺に石綿(アスベスト)事業場がある	3 どちらか不明
----------------------	-------------------------	----------

相談内容を具体的に記入してください。

.....

.....

.....

仕事で石綿(アスベスト)を扱っていた場合は、以下の事項を記入してください。

最終職場の名称・所在地	名称 所在地 (退職年月日 年 月 日)	医療機関名	名称 所在地 電話	
	作業内容・職種			
上記以外の職歴	事業場名	作業内容	従事期間 年 月 日 ~ 年 月 日	年数
			年 月 日 ~ 年 月 日	
			年 月 日 ~ 年 月 日	

(相談内容) 1 労災請求方法 2 石綿救済法 ・特別遺族給付金 ・救済給付 3 その他 ( )	(配付資料) ・労災保険給付パンフレット ・石綿認定基準パンフレット ・特別遺族給付金パンフレット ・リーフレット「ご注意ください」 ・救済給付パンフレット ・救済給付リーフレット ・その他( )	(備考欄)     職員:職名 氏名
--	---	-----------------------------------



# ご注意ください

石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「石綿救済法」といいます。）による特別遺族給付金や救済給付を請求される場合又は労災保険法による遺族補償給付等を請求される場合は特に以下の事項にご注意をお願いします。

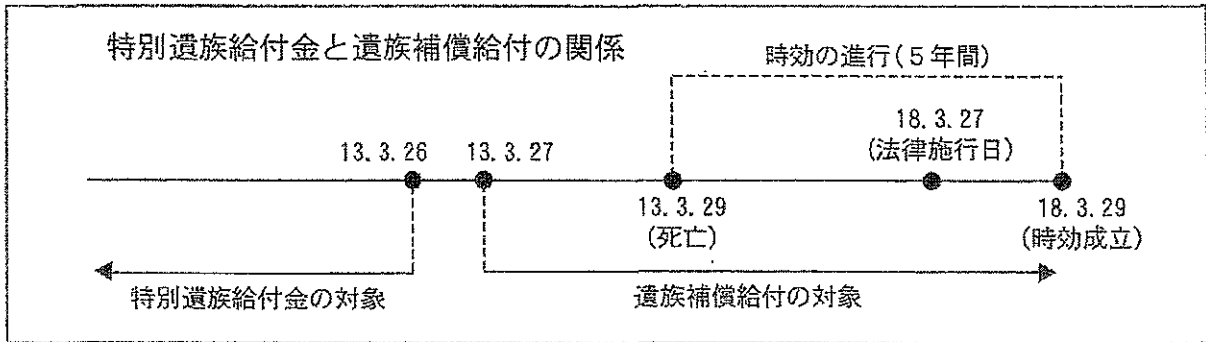
## ご遺族を対象とする給付の請求

### ☆ 平成13年3月26日以前に死亡した場合

- ① この場合は、ご遺族が石綿救済法に基づく特別遺族給付金の支給対象となります。所定の請求書により労働基準監督署に請求手続きを行ってください。  
特別遺族給付金は、平成21年3月27日以降は請求できなくなります。
- ② 年金として支給される特別遺族給付金（特別遺族年金）は、請求があった日の属する月の翌月分から支給が開始されますので、早めに請求することをお勧めします。
- ③ 労働基準監督署では、平成18年3月20日から請求書をお受けしますが、平成18年3月27日までの間に受け付けたものは、石綿救済法の施行日である平成18年3月27日付けで支給請求があったものとして取り扱います。なお、このことによる不利益はありません。
- ④ 戸籍謄本又は抄本は、平成18年3月27日以降の日付で証明されたものを提出してください。この日以前に請求書を提出された方については、後日、郵送して頂いても構いません。

### ☆ 平成13年3月27日以降に死亡した場合

- ① この場合は、ご遺族が労災保険法に基づく遺族補償給付の支給対象となります。所定の請求書により労働基準監督署に請求手続きを行ってください。
- ② 労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利は労働者（特別加入者）が亡くなってから5年間で消滅します。  
例えば、平成13年3月29日に死亡した労働者（特別加入者）に係る遺族補償給付は平成18年3月29日に時効が完成し、受給することが出来なくなります。
- ③ つまり、遺族補償給付も特別遺族給付金も受けられないことになってしまいます。  
平成13年3月27日以降に石綿（アスベスト）を原因とする疾病で亡くなった労働者（特別加入者）のご遺族で、まだ労災請求を行っていない方は、直ちに請求手続きを行ってください。



## 本人を対象とする給付の請求

### ☆ 現在療養中の労働者（特別加入者）の場合

石綿（アスベスト）を原因とする疾病にかかり、現在療養中の労働者（特別加入者）は、労災保険法に基づく療養補償給付や休業補償給付の支給対象になります。所定の請求書により労働基準監督署に請求手続きを行ってください。

### ☆ 救済給付との同時請求について

石綿（アスベスト）を原因とする疾病にかかり療養中の方であって、石綿（アスベスト）のばく露の原因が仕事によるものであるのかそれ以外のものであるのか明らかなでない場合は、労災保険法に基づく請求と、救済給付（医療費や療養手当）の申請を同時に行っていただいても構いません。

なお、救済給付のうち医療費や療養手当については、申請のあった日以降が支給の対象となります。

MEMO



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

## 独立行政法人環境再生保全機構及び環境省地方環境事務所の電話番号等

**独立行政法人 環境再生保全機構**<http://www.erca.go.jp>

フリーダイヤル 0120-389-931

## ○川崎本部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー9F

## ○大阪支部

〒550-0013 大阪府大阪市西区新町1丁目8番1号 諏訪ビル4F  
TEL: 06-6531-3161

**環境省 地方環境事務所**<http://www.env.go.jp/region/>

## ○北海道地方環境事務所

〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目1番地 ユーネットビル9F  
TEL: 011-251-8702

## ○東北地方環境事務所

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎6F  
TEL: 022-722-2867

## ○関東地方環境事務所

〒330-6018 さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル18F  
TEL: 048-600-0815

## ・新潟事務所

〒950-0078 新潟市万代島5番1号 新潟万代島ビル15F  
TEL: 025-249-7575

## ○中部地方環境事務所

〒460-0003 名古屋市中区錦3-4-6 桜通大津第一生命ビル4F  
TEL: 052-955-2134

○近畿地方環境事務所

〒540-6591 大阪府中央区大手前1-7-31 大阪マーチャンダイズマート(OM)  
M)ビル8F

TEL: 06-4792-0703

○中国四国地方環境事務所

〒700-0984 岡山市桑田町18-28 明治安田生命岡山桑田町ビル1、4F

TEL: 086-223-1581

・高松事務所

〒760-0023 高松市寿町2-1-1 高松第一生命ビル新館6F

TEL: 087-811-7240

・広島事務所

〒730-0013 広島市中区八丁堀16-11 日本生命広島第2ビル2F

TEL: 082-511-0006

○九州地方環境事務所

〒862-0913 熊本県熊本市尾ノ上1-6-22

TEL: 096-214-0332

・福岡事務所

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-6-23博多駅前第2ビル7F

TEL: 092-437-8851



# 石綿による健康被害 の救済に関する法律 が制定されました

石綿による健康被害を受けた方及びその遺族に対し、迅速な救済を図るため「石綿による健康被害の救済に関する法律」が制定されました。

このパンフレットは、死亡された労働者等の遺族で労災保険の遺族補償給付の支給を受ける権利が時効により消滅した方に対する特別遺族年金及び特別遺族一時金についてまとめたものです。

支給請求の受付は、3月20日から開始されます(予定)

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

## ■ 救済の対象者

労働者又は特別加入者であって石綿にさらされる業務に従事することにより、指定疾病等※1にかかり、これにより死亡した方（以下「死亡労働者等」といいます。）※2の遺族であって、時効※3により労災保険法に基づく遺族補償給付※4の支給を受ける権利が消滅した方です。

### ※1 指定疾病等とは

指定疾病等とは、中皮腫、気管支又は肺の悪性新生物（肺がん）、石綿肺、びまん性胸膜肥厚及び良性石綿胸水とする予定です。

指定疾病等の認定に当たっては、労働基準監督署から医療機関に対し、医学的資料を求めることがあります。

### ※2 死亡労働者等について

昭和22年9月1日以降に指定疾病等にかかり、これにより、この法律の施行（平成18年3月27日となる予定です。）の前日の5年前の日（平成13年3月26日）までに死亡した方をいいます。

注）平成13年3月27日以降に死亡した労働者（特別加入者を含む）の遺族の方については、労災保険法に基づく遺族補償給付の対象となります。遺族補償給付の支給を受ける権利は、※3のとおり、労働者等が亡くなった日の翌日から起算して5年で消滅しますので御注意ください。

### ※3 時効について

遺族補償給付の支給を受ける権利は、労働者（特別加入者を含む）が亡くなった日の翌日から起算して5年以内に請求しない場合には、時効によって消滅します。

### ※4 労災保険法に基づく遺族補償給付とは

労働者（特別加入者を含む）が業務上の事由による負傷又は疾病により死亡した場合に、その遺族に対して支給されるものです。

## ■ 救済の内容

特別遺族年金又は特別遺族一時金を支給します。

### ● 特別遺族年金

#### ① 受給者

配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって次の要件にいずれにも該当する方です。

I 死亡労働者等の死亡の当時その収入によって生計を維持していたこと。

II 妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)以外の方については、死亡労働者等の死亡の当時において、次のイからホまでに該当すること。

イ 夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)、父母又は祖父母については、55歳以上であること。

ロ 子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。

ハ 兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること又は55歳以上であること。

ニ イからハまでの要件に該当しない夫、子、父母、祖父母又は兄弟姉妹については、厚生労働省令で定める障害の状態にあること。

III 死亡労働者等の死亡の時から施行日(平成18年3月27日予定)までの間において、次のイからホまでのいずれにも該当しないこと。

イ 婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしたこと。

ロ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)となったこと。

ハ 離縁によって、死亡労働者等との親族関係が終了したこと。

ニ 子、孫又は兄弟姉妹については、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したこと(死亡労働者等の死亡の時から引き続きIIニの厚生労働省令で定める状態にあるときを除く。)

ホ IIニの厚生労働省令で定める障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなったこと(夫、父母又は祖父母については、死亡労働者等の死亡の当時55歳以上であったとき、子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は死亡労働者等の死亡の当時55歳以上であったときを除く。)

※死亡労働者等の死亡の当時その収入によって生計を維持していたとは、もっぱら又は主として当該死亡労働者等の収入によって生計を維持されていることを要せず、死亡労働者等の収入によって生計の一部を維持していれば足り、いわゆる共稼ぎの場合もこれに含まれます。

※厚生労働省令で定める障害の状態とは、労災の障害等級第5級以上の身体障害にある状態をいいます。

年金を受けるべき者の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順です。

## ② 支給額

支給額は、遺族の人数に応じて以下のとおりとする予定です。

1人	年240万円
2人	年270万円
3人	年300万円
4人以上	年330万円

※年金は、請求のあった日の属する月の翌月分から支給されます。

請求を行う場合は、早めに手続を行ってください。

※年金を受ける者が、2人以上いる場合は、その人数で除した額となります。

※同順位の受給権者が2人以上いるときは、そのうちの1人を年金の請求、受領についての代表者とする事となります。

※受給権者が死亡や再婚などで受給権を失うと、その次の順位の方が受給権者となります(これを「転給」といいます。)

なお、転給についても請求が必要となり、請求のあった翌月から次順位者の方に年金が支給されます。

## ● 特別遺族一時金

### ① 受給者

I 特別遺族一時金は、次の場合に支給します。

- |  |
|--|
| イ 施行日（平成18年3月27日予定）において、特別遺族年金の受給権者がいないとき。                                 |
| ロ 特別遺族年金の受給権者がいなくなった場合で、それまでに支給された特別遺族年金の額が、イの場合に支給されることとなる特別遺族一時金の額未満のとき。 |

II 特別遺族一時金を受けることができる遺族の方は、以下のとおりです。

- |  |
|--|
| イ 配偶者                                      |
| ロ 死亡労働者等の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子、父母、孫及び祖父母 |
| ハ イ・ロに該当しない子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹              |

一時金を受けるべき者の順位は、Ⅱのイ、ロ、ハの順であり、ロ、ハの者のうちにあつては、それぞれロ、ハに記載の順です。

## ② 支給額

Iイの場合は、1,200万円

Iロの場合は、1,200万円からすでに支給された特別遺族年金の合計額を差し引いた差額

を支給する予定です。

## ■請求期限

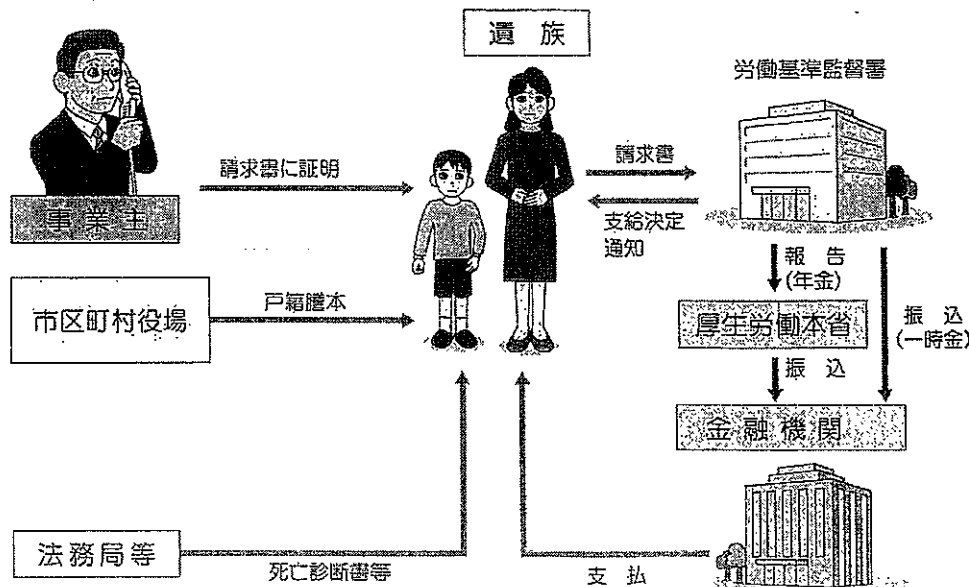
特別遺族年金又は特別遺族一時金の請求は、①施行日(平成18年3月27日予定)、②転給の場合については、その転給により受給権者となった時又は③P4①Iロにより支給する特別遺族一時金については、特別遺族年金の受給権者がいなくなった時から3年以内に請求しなければなりません。

## ■請求手続

特別遺族年金の場合は、「特別遺族年金支給請求書(P6)」を、特別遺族一時金の場合は、「特別遺族一時金支給請求書(P7)」を所轄の労働基準監督署に提出してください。

なお、請求に当たっては、死亡診断書や戸籍謄本など所要の添付書類が必要となります。

※戸籍謄本は、施行日(平成18年3月27日予定)以降の日付で証明されたものを提出してください。



# 請求書記載例

様式第4号(表面)

## 石綿健康被害救済法 特別遺族年金支給請求書

① 労働保険番号					フリガナ	コウ・ロウ・タ・ロウ	
府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	② 氏名	厚労太郎 (男・女)	
40	1	01	△△△△△		生年月日	昭和7年2月16日(68歳)	
③ 発病年月日			④ 死亡年月日			職種	
平成10年9月 日頃			平成12年11月14日			製造工	
⑤ 石綿ばく露作業の従事時期及びその内容							
昭和37年から昭和50年までの間に、石綿スレート版の製造に従事していた。							
⑥の者については、⑤に記載したとおりであることを証明します。							
事業の名称					△△△△ 局		
00年3月27日					電話番号	0000番	
事業場の所在地					福岡市博多区	郵便番号	
					〒12-XXXX		
事業主の氏名					代表取締役	労務次郎 (印)	
(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)							
⑧ 上記以外の事業場における石綿ばく露作業の従事状況	事業の名称	就業時期	業務内容				
	(有)〇△木工所	昭和34年~36年	石綿の吹付け作業				
⑦ 請求人	フリガナ氏名	生年月日	フリガナ住所	死亡労働者等との関係	障害の有無	請求人の代表者を選任しないときはその理由	
	厚労花子	昭和9年9月2日	久留米市御井町0-0-0	妻	ある・(ない)		
		年月日			ある・ない		
		年月日			ある・ない		
⑨ 請求人以外の特別遺族年金を受けることができる遺族	フリガナ氏名	生年月日	フリガナ住所	死亡労働者等との関係	障害の有無	請求人と生計を同じくしている	
	厚労チヨ	昭和2年2月3日	久留米市御井町0-0-0	母	ある・(ない)	(印) いる・いない	
		年月日			ある・ない	いる・いない	
		年月日			ある・ない	いる・いない	
⑩ 添付する書類その他の資料名							
死亡診断書、戸籍謄本							
⑪ 年金の払渡しを受けることを希望する金融機関又は郵便局	金融機関	名称	※金融機関店舗コード				
		預金通帳の記号番号	ハ女 (銀行) 金庫・農協・漁協・信組 (本店) 支店・支所				
			(普)・当 第123456号				
	郵便局	フリガナ名称	※郵便局コード				
		所在地	郵便局				
⑫ 救済給付における特別遺族年金等の認定等の有無							
(申請の予定なし)・申請予定・申請中・不認定・受給済							

上記により特別遺族年金の支給を請求します。

00年3月28日  
 福中中央労働基準監督署長 殿

請求人  
 (代表者)の

住所 久留米市御井町0-0-0  
 氏名 厚労花子 (印) (男)

0000 局  
 郵便番号-XXXX 電話番号 △△△△ 番

# 請求書記載例

様式第7号 (表面)

## 石綿健康被害救済法 特別遺族一時金支給請求書

① 労働保険番号					フリガナ	コウロウキョウコ	
府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	② 氏名	厚岸 梅子 (男・印)	
14	1	05	XXXXXX		死亡労働者等の	生年月日	昭和5年3月3日(60歳)
③ 発病年月日			④ 死亡年月日		職種	紡織工	
昭和60年10月 日頃			平成2年11月14日		所属事業場名称所在地		
⑤ 石綿ばく露作業の従事時期及びその内容							
昭和25年から昭和40年くらいまでの間に、石綿布等の石綿紡織製品を製造していた。							
②の者については、⑤に記載したとおりであることを証明します。							
00年3月27日					事業の名称	△△紡織所(株)	1040 局
					事業場の所在地	神奈川県横須賀市0-0	電話番号 XXXX 番
					事業主の氏名	代表取締役 厚生 三郎	郵便番号 235-XX00
(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)							
⑥ 上記以外の事業場における石綿ばく露作業の従事状況	事業の名称	就業時期	業務内容				
⑦ 請求人	フリガナ氏名	生年月日	フリガナ住所	死亡労働者等との関係	請求人の代表者を選任しないときはその理由		
	厚岸 三郎	昭和5年5月5日	東京都千代田区0-0-0	子			
		年月日					
		年月日					
		年月日					
⑧ 添付する書類その他の資料名		死亡診断書、戸籍謄本					
⑨ 救済給付における特別遺族弔慰金等の認定等の有無		申請の予定なし・申請予定・申請中・不認定・受給済					

上記により特別遺族一時金の支給を請求します。

00年3月28日  
横須賀 労働基準監督署長 殿

請求人 (代表者) 住所 東京都千代田区0-0-0  
氏名 厚岸 一平 (男) (印)

100 0x0x 局  
郵便番号-4XXX 電話番号 44XX 番

振込を希望する銀行等の名称			預金の種類及び口座番号		
東京	銀行・ <input checked="" type="checkbox"/> 金庫 農協・漁協・信組	虎門	本店 <input checked="" type="checkbox"/> 支所	普通・当座 第 1111 号	名義人 厚岸 一平

■特別遺族年金、特別遺族一時金又は労災補償の対象とならない方の救済  
特別遺族年金、特別遺族一時金又は労災補償の対象とならない方には救済給付が支給される場合があります。

#### 《救済給付が受けられる方》

石綿の吸入により指定疾病にかかった旨の認定を受けた方(被認定者)と、この法律の施行前に指定疾病に起因して死亡された方の遺族

#### 《救済給付の内容と支給額》

被認定者に係る給付	{ 医療費(自己負担分) 療養手当(約10万円/月) 葬祭料(約20万円)
この法律の施行前に死亡された方の遺族に係る給付	{ 特別遺族弔慰金(280万円) 特別葬祭料(約20万円)
その他	救済給付調整金

#### 《救済給付の申請手続》

一部の保健所等でも申請受付ができるよう準備進められていますが、当面は、独立行政法人環境保全再生機構又は環境省地方環境事務所にご相談のうえ、申請等の手続きを行ってください。

「被認定者に係る給付」(現在、石綿による中皮腫や肺がんにかかっている方に対する医療費・療養手当)は、申請のあった日から給付されますので、早急に申請することをお勧めします。

「この法律の施行前に死亡された方の遺族に係る給付」(特別遺族弔慰金等)は、施行の日から3年以内であれば請求できます。

#### ■問い合わせ先

特別遺族年金又は特別遺族一時金について、さらに詳しく内容をお知りになりたいときは、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。

また、労災補償の対象とならない方への救済給付については、独立行政法人環境再生保全機構(0120-389-931<3/6開通>)までお問い合わせください。



# 石綿<アスベスト>健康被害 救済給付のしくみ

このパンフレットは、石綿<アスベスト>による健康被害を受けられた方々に対する救済制度の手続きや給付の内容についてまとめたものです。



独立行政法人環境再生保全機構

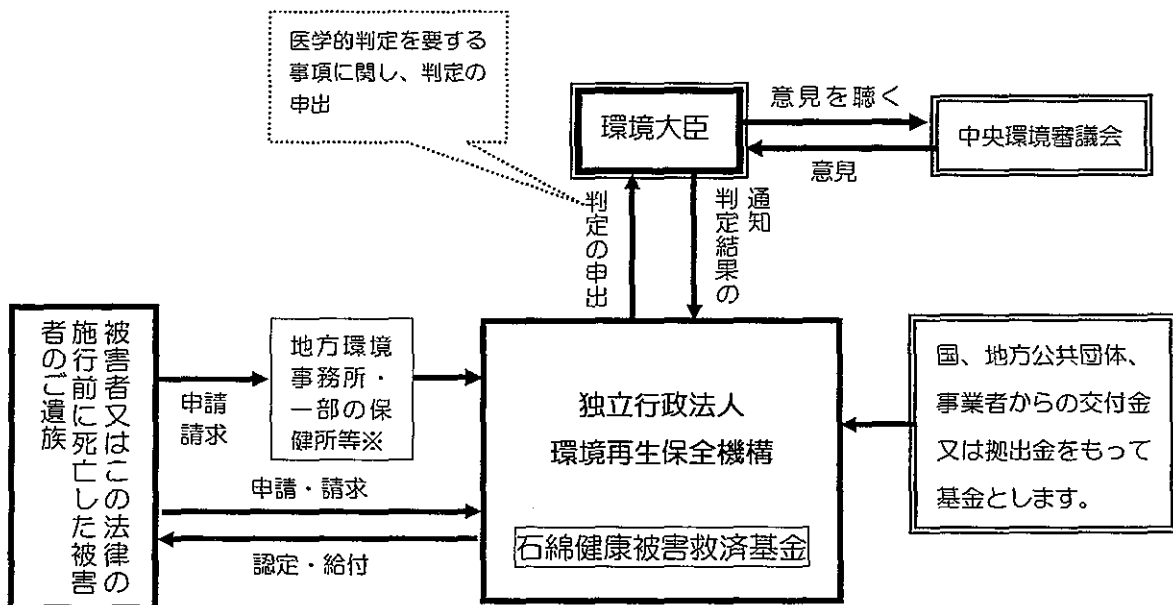
# 1 石綿健康被害救済制度の概要

石綿健康被害救済制度は、石綿<アスベスト>による健康被害を受けられた方及びそのご遺族で、労災補償等の対象とならない方に対して、救済給付の支給を行う制度です。

ちゅうひしゅ

この制度の対象となる病気（指定疾病）は、アスベストによる①中皮腫（がんの一種）、②肺がんです。現在これらの病気にかかっている方、制度が始まる前（平成18年3月27日より前）にこれらの病気でお亡くなりになった方のご遺族が認定の申請や給付の請求をすることができます。

この制度に必要な費用は、国からの交付金、地方公共団体からの拠出金、事業者からの拠出金によってまかなわれます。



※一部の保健所等については、準備が整い次第受付が行われる予定です。

## <労災関係>

職業上、アスベストにさらされる労働者又は特別加入者でアスベストによる健康被害が生じた場合で、それが業務上のものと認められると、労災保険から給付を受けることができます。

また労働者又は特別加入者のご遺族で、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」が支給されます。

これらの給付については、最寄の労働基準監督署に相談のうえ、請求手続きを行ってください。

全国労働基準監督署所在地 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

## 2 指定疾病と救済給付の種類

指定疾病は、アスベストを吸入することにより発症した①中皮腫、②肺がん（気管支又は肺の悪性新生物）とされています。救済給付の種類は以下のとおりです。

指定疾病
アスベストによる ①中皮腫、②肺がん
救済給付の種類
① 医療費（本人が請求）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 自己負担分
② 療養手当（本人が請求）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103,870 円/月
③ 葬祭料（葬祭を行う方が請求）・・・・・・・・・・・・・・・・ 199,000 円
④ 特別遺族弔慰金（生計が同一であったご遺族が請求）・ 2,800,000 円
⑤ 特別葬祭料（生計が同一であったご遺族が請求）・・・・ 199,000 円
⑥ 救済給付調整金（生計が同一であったご遺族が請求）

## 3 アスベストによる健康被害者本人による申請・請求

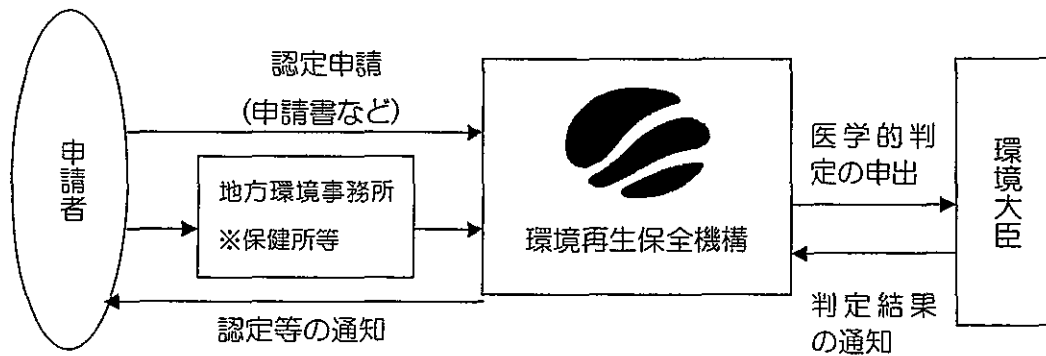
### 3.1 認定申請について

救済給付を受けるには、日本国内においてアスベストを吸入することにより指定疾病にかかった旨の認定を独立行政法人環境再生保全機構から受ける必要があります。

認定申請書に添付書類を添えて、機構に直接または郵送で申請してください。環境省地方環境事務所を通じて提出することもできます。※なお一部保健所等は準備が整い次第、受付が開始されます。

申請された書類について機構で確認し、医学的判断を要する事項については環境大臣に判定の申出をします。機構はその判定結果に基づいて、認定の可否を決定し、認定された方に対して救済給付を支給します。

### ○認定申請の流れ



※一部の保健所等は準備が整い次第、受付を開始します。

### ○必要な書類

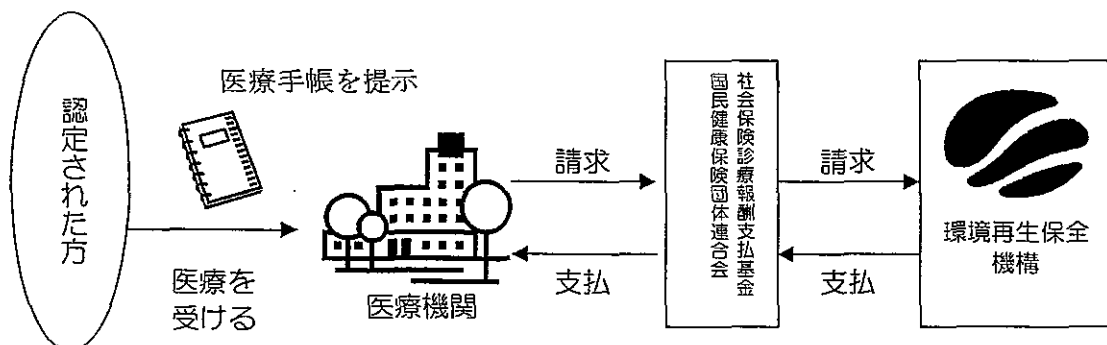
- ・ 認定申請書
- ・ 戸籍記載事項証明書または申請者の戸籍の抄本、住民票の写しなど
- ・ 指定疾病にかかっていることを証明できる医師の診断書など

## 3.2 医療費（自己負担分）の支給・請求について

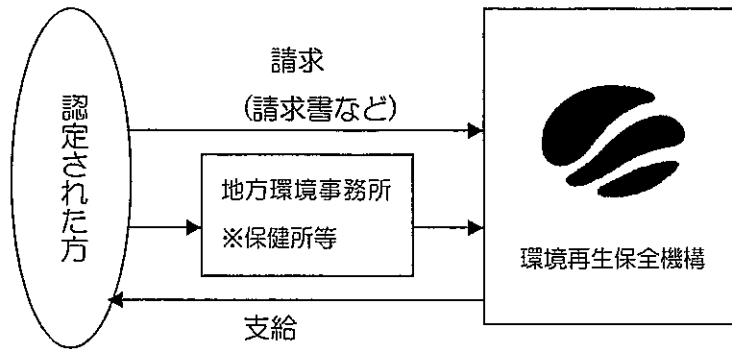
認定決定された方には「石綿健康被害医療手帳」が交付されます。認定された方は保険医療機関等において医療を受けるときに、この医療手帳を提示することで、認定疾病にかかる医療費の自己負担分の支払いが免除されます。

認定の申請をしてから医療手帳が交付されるまでの間に保険医療機関等において認定疾病の治療等で支払った医療費の自己負担分については、医療費請求書に添付書類を添えて請求してください。

### ○医療費支給の流れ



○医療手帳が交付されるまでの間の医療費請求・支給の流れ



※一部の保健所等は準備が整い次第、受付を開始します。

○必要な書類

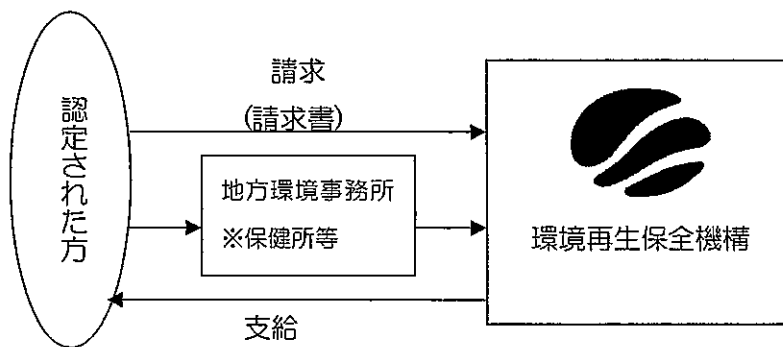
- ・ 医療費請求書
- ・ 受診等証明書など

### 3.3 療養手当の請求について

認定された方には、医療費以外に「療養手当」が定額支給されます。支給は請求のあった翌月分から2ヶ月に1回、あわせて2か月分が支給されます。

療養手当の請求書は、認定申請を行うときに、認定申請書とあわせて提出するようにしてください。

○療養手当請求・支給の流れ



※一部の保健所等は準備が整い次第、受付を開始します。

○必要な書類

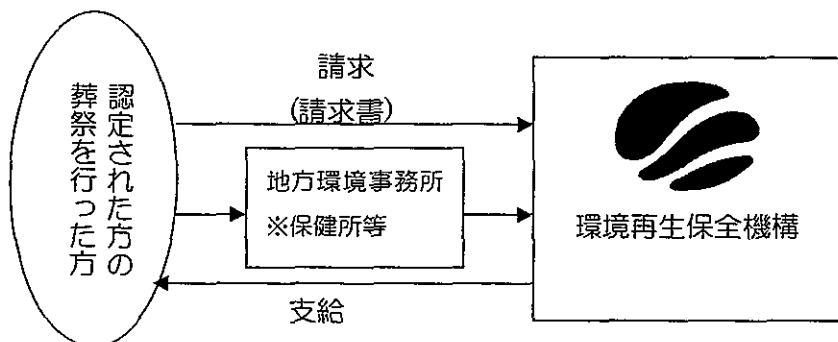
- ・ 療養手当請求書

## 4 認定された方の葬祭を行う方による請求

### 葬祭料の請求について

認定された方が認定疾病が原因でお亡くなりになった時、認定された方の葬祭を行う方は「葬祭料」を請求することができます。

#### ○葬祭料請求・支給の流れ



※一部の保健所等は準備が整い次第、受付を開始します。

#### ○必要な書類

- ・ 葬祭料請求書
- ・ 認定された方が死亡したこと、死亡年月日、認定疾病により死亡したことを証明する書類
- ・ 認定された方の葬祭を行う方であることを証明する書類など

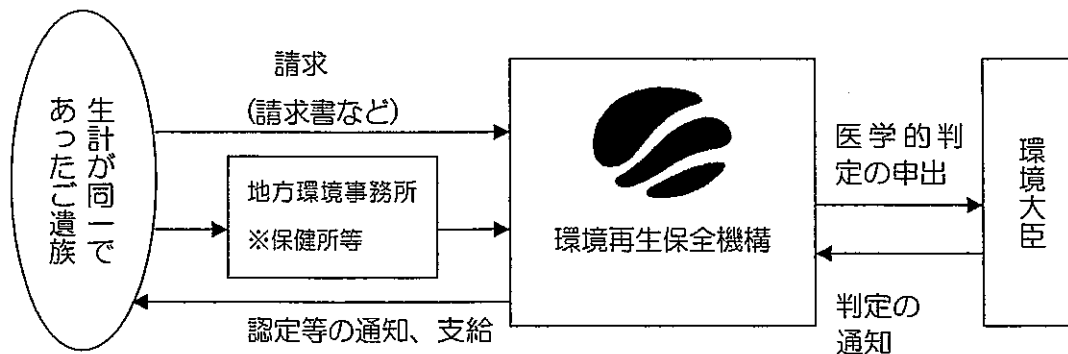
## 5 石綿健康被害救済法施行前（平成 18 年 3 月 27 日）に指定疾病が原因でお亡くなりになった方のご遺族による請求

### 特別遺族弔慰金・特別葬祭料の請求について

「石綿による健康被害の救済に関する法律」の施行前（平成 18 年 3 月 27 日）に指定疾病が原因でお亡くなりになった方のご遺族は、「特別遺族弔慰金」と「特別葬祭料」の請求をすることができます。これらの給付はあわせて支給されます。

特別遺族弔慰金・特別葬祭料の請求できる期間は、この法律の施行日から 3 年間となっています。

## ○特別遺族弔慰金・特別葬祭料請求・支給の流れ



※一部の保健所等は準備が整い次第、受付を開始します。

## ○必要な書類

- ・ 特別遺族弔慰金・特別葬祭料請求書
- ・ 市区町村長に提出した死亡診断書の写し
- ・ かかっていた指定疾病が肺がんの場合、それがアスベストが原因であることを証明する資料（医師の報告書・エックス線フィルム等）
- ・ 請求される方と施行前に指定疾病でお亡くなりになった方の身分関係を証明する戸籍謄本または戸籍抄本など

## 6 認定された方で石綿健康被害救済法施行日から2年以内に指定疾病が原因でお亡くなりになった認定された方のご遺族による請求

### 救済給付調整金の請求について

認定された方で、「石綿による健康被害の救済に関する法律」の施行前に指定疾病にかかっていた方が、施行日から2年以内にその疾病が原因で死亡した場合で、すでに支給された医療費及び療養手当の額の合計額が、特別遺族弔慰金の額に満たないとき、そのご遺族はその差額分を救済給付調整金として請求することができます。


## ○必要な書類

- ・ 救済給付調整金請求書
- ・ 認定された方が死亡したこと、死亡年月日、認定疾病により死亡したことを証明する書類など

## 7 申請・請求窓口（お問い合わせ先）

申請書類の様式は、こちらの窓口またはホームページから入手いただけます。  
書類の受付は、こちらの窓口または郵送でお受けいたします。

独立行政法人 環境再生保全機構 <http://www.erca.go.jp>

 フリーダイヤル 0120-389-931

- ・川崎本部  
〒212-8554  
川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー9F  
TEL：044-520-9508（代）
- ・大阪支部  
〒530-0002  
大阪市北区曽根崎新地1-1-49 梅田滋賀ビル4F  
TEL：06-6342-0335（代）

環境省 地方環境事務所 <http://www.env.go.jp/region/>

- ・北海道地方環境事務所  
〒060-0001  
札幌市中央区北1条西10-1 ユーネットビル9F  
TEL：011-251-8702
- ・東北地方環境事務所  
〒980-0014  
仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎6F  
TEL：022-722-2867
- ・関東地方環境事務所  
〒330-6018  
さいたま市中央区新都心11-2  
明治安田生命さいたま新都心ビル18F  
TEL：048-600-0815
- 新潟事務所  
〒950-0078  
新潟市万代島5-1 万代島ビル15F  
TEL：025-249-7575
- ・中部地方環境事務所  
〒460-0003  
名古屋市中区錦3-4-6 桜通大津第一生命ビル4F  
TEL：052-955-2134
- ・近畿地方環境事務所  
〒540-6591  
大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル8F  
TEL：06-4792-0703
- ・中国地方環境事務所  
〒700-0984  
岡山市桑田町18-28  
TEL：086-223-1581
- 高松事務所  
〒760-0023  
高松市寿町2-1-1  
高松第一生命ビル新館6F  
TEL：087-811-7240
- 広島事務所  
〒730-0013  
広島市中区八丁堀16-11  
日本生命広島第2ビル2F  
TEL 082-511-0006
- ・九州地方環境事務所  
〒862-0913  
熊本市尾ノ上1-6-22  
TEL 096-214-0332
- 福岡事務所  
〒812-0013  
福岡市博多区博多駅東2-6-23  
博多駅前第2ビル7F  
TEL 092-437-8851

準備が整い次第、保健所等でも受付が開始されます。

石綿<アスベスト>による指定疾病にかかり、法律の施行後、認定申請を行わないでお亡くなりになった場合、救済給付は受けることができません。現在、石綿<アスベスト>による中皮腫や肺がんにかかっている方は、早めに申請の手続きをされることをお勧めします。



## 特別遺族給付金について

<死亡された労働者等のご遺族で  
労災保険の遺族補償給付の支給を  
受ける権利が消滅した方に対する  
救済>

労働者のご遺族で、時効により労  
災保険法に基づき遺族補償給付の  
支給を受ける権利が消滅した方  
に対して、次の「特別遺族給付金」  
が支給されます。

### ◎ 特別遺族年金

### ◎ 特別遺族一時金

特別遺族給付金の支給を希望する  
ご遺族の方は、労働基準監督署に  
ご相談のうえ、請求手続きを行っ  
てください。

### 《お問合せ先》

## 独立行政法人環境再生保全機構 フリーダイヤル

0120-389-931

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

ミュージア川崎セントラルタワー 9F

環境再生保全機構ホームページ

<http://www.erca.go.jp>

大阪支部 TEL : 06-6531-3161

### 環境省地方環境事務所

<http://www.env.go.jp/region/>

- 北海道事務所（札幌） TEL : 011-251-8702
- 東北事務所（仙台） TEL : 022-722-2867
- 関東事務所（さいたま） TEL : 048-600-0815  
新潟事務所 TEL : 025-249-7575
- 中部事務所（名古屋） TEL : 052-955-2134
- 近畿事務所（大阪） TEL : 06-4792-0703
- 中国四国事務所（岡山） TEL : 086-223-1581  
高松事務所 TEL : 087-811-7240  
広島事務所 TEL : 082-511-0006
- 九州事務所（熊本） TEL : 096-214-0332  
福岡事務所 TEL : 092-437-8851

石綿健康被害救済

制度が3月27日

からスタート

受付は3月20日から



資料番号6

環境省  
独立行政法人環境再生保全機構

# 労災補償の対象とならない方に対する救済給付について

認定の申請や各種給付の請求は、3月20日から受付開始！

## ○救済給付が受けられる方

アスベスト（石綿）により中皮腫や肺がんになられた方及びこの法律の施行前にこれら疾病に起因して死亡された方のご遺族に対して「救済給付」が支給されます。

\*この法律の施行後に、これらの疾病に起因して死亡された場合、生前に認定の申請が行われていなければ、救済給付は支給されません。現在、アスベスト（石綿）による中皮腫や肺がんにかかっている方は、早急に申請することをお勧めします。

## ○救済給付の内容と給付額

アスベストによる中皮腫や肺がんとして認定された方への給付

医療費（自己負担分）  
療養手当  
（約10万円/月）  
葬祭料（約20万円）

この法律の施行前に死亡された方のご遺族への給付

特別遺族弔慰金  
（280万円）  
特別葬祭料  
（約20万円）

その他の給付・・・・・・・・救済給付調整金

一部の保健所等でも申請受付ができるよう準備を急いでおりますが、  
当面は、独立行政法人環境再生保全機構又は環境省地方環境事務所にご相談のうえ、申請等の手続きを行ってください。

石綿救済法に基づく特別遺族給付金受付管理簿

受付番号	受付日	給付の種類		請求人氏名	死亡労働者氏名	事業の名称	備考
		年金	一時金				
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

資料番号7

※年金・一時金の受付に応じて給付の種類欄に○を記入すること  
 ※請求取り下げ等があった場合は、その旨備考欄に記入すること



平成 年 月 日

関係 市区町村 長 殿  
法 務 局

労働基準監督署長



### 死亡届書記載事項証明書交付の依頼について

下記第①欄の者より、石綿による健康被害の救済に関する法律に規定する特別遺族給付金の請求を行う旨の申出がありましたので、当該者からの戸籍法第48条第2項又は第3項に基づく請求に対し、下記第②欄の者の死亡に関して市区町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての証明書（死亡届書記載事項証明書）を交付下さるよう依頼します。

① 請求する者の 氏 名
住 所
電話番号 ( )
② 死亡した者の 本 籍
氏 名

※ 死亡届書記載事項証明書の交付請求は、死亡した方の死亡届出時点の本籍地市区町村を管轄する法務局・地方法務局本局の戸籍課あるいは法務局・地方法務局の支局にする必要があります（ただし、外国国籍の方の死亡届書記載事項証明書の交付請求は、死亡届を受理した市区町村役場にする必要があります。）。

請求に必要なものは、次のとおりです。

- ① 請求される方の本人確認ができる証明書（運転免許証、健康保険証等）
- ② 死亡した方の死亡事項の記載のある戸籍謄本等及び請求される方と本人の親族関係がわかる戸籍謄本等
- ③ 請求される方の認印

なお、死亡届書記載事項証明書は即日交付できない場合がありますので、後日郵送による交付を希望される方は、請求の際に、返信用封筒（あて名を書いて、切手を貼ったもの）を提出してください。

平成 年 月 日

関係 市区町村 長 殿  
法 務 局

労働基準監督署長

死亡届書記載事項証明書交付の依頼について

下記第①欄の者より、石綿による健康被害の救済に関する法律に規定する特別遺族給付金の請求を行う旨の申出がありましたので、当該者からの戸籍法第48条第2項又は第3項に基づく請求に対し、下記第②欄の者の死亡に関して市区町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての証明書（死亡届書記載事項証明書）を交付下さるよう依頼します。

① 請求する者の 氏 名
住 所
電話番号 ( )
② 死亡した者の 本 籍
氏 名

※ 死亡届書記載事項証明書の交付請求は、死亡した方の死亡届出時点の本籍地市町村を管轄する法務局・地方法務局本局の戸籍課あるいは法務局・地方法務局の支局にする必要があります（ただし、外国国籍の方の死亡届書記載事項証明書の交付請求は、死亡届を受理した市区町村役場にする必要があります。）。

請求に必要なものは、次のとおりです。

- ① 請求される方の本人確認ができる証明書（運転免許証、健康保険証等）
- ② 死亡した方の死亡事項の記載のある戸籍謄本等及び請求される方と本人の親族関係がわかる戸籍謄本等
- ③ 請求される方の認印

なお、死亡届書記載事項証明書は即日交付できない場合がありますので、後日郵送による交付を希望される方は、請求の際に、返信用封筒（あて名を書いて、切手を貼ったもの）を提出してください。

平成18年3月16日

法務局民事行政部戸籍課長 殿  
地方法務局戸籍課長 殿

法務省民事局民事第一課補佐官（戸籍担当）

厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則に  
基づく死亡届書の記載事項証明書の交付請求について（事務連絡）

石綿による健康被害の救済に関する法律の施行について、厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課長から別紙のとおり周知依頼がありました。

本月20日以降、別添の様式による労働基準監督署長発行の死亡届書記載事項証明書交付依頼書を添付して死亡届書記載事項証明書の請求があった場合には、戸籍法第48条第2項の特別の事由があるものとして当該請求に応じて差し支えないものと考えますので、これを了知の上、貴管下支局長及び管内市区町村長に周知方お取り計らい願います。

なお、この死亡届書記載事項証明書交付依頼書には、請求人の住所・氏名が記載されていますが、当該請求人が戸籍法第48条第2項に規定されている利害関係人に該当するか否かの審査については、従来どおり必要ですので念のため申し添えます。

基労管発第0316001号

平成18年3月16日

法務省民事局民事第一課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課長

石綿による健康被害の救済に関する法律の施行について

標記については、「石綿による健康被害の救済に関する法律」が2月10日に公布され、本法律の施行日及び特別遺族給付金の額等を定める「石綿による健康被害の救済に関する法律の施行期日を定める政令」及び「石綿による健康被害の救済に関する法律施行令」が3月7日に閣議決定されたところです。

これを受け、厚生労働省においては、制度の周知を図るとともに、請求書類等を定める「厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則」を定め、3月17日に公布することとなっております。

今回の制度においては、労働者の遺族に支給する特別遺族給付金の請求に当たっては、原則として、戸籍法第48条第2項の規定により交付される証明書（以下「証明書」という。）を添付させることを予定しており、同給付金を請求する者から法務局に対して戸籍法に基づく証明書の請求を行うことが予想されます。

同給付金を請求する者が証明書の請求を行う場合は「死亡届書記載事項証明書交付依頼書」（別添）を発行することとしますので、これらについて御了知の上、関係機関に対する周知方よろしくお願いいたします。



平成 年 月 日

関係 市区町村 長 殿  
法 務 局

労働基準監督署長



### 死亡届書記載事項証明書交付の依頼について

下記第①欄の者より、石綿による健康被害の救済に関する法律に規定する特別遺族給付金の請求を行う旨の申出がありましたので、当該者からの戸籍法第48条第2項又は第3項に基づく請求に対し、下記第②欄の者の死亡に関して市区町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての証明書（死亡届書記載事項証明書）を交付下さるよう依頼します。

① 請求する者の 氏 名
住 所
電話番号 ( )
② 死亡した者の 本 籍
氏 名

※ 死亡届書記載事項証明書の交付請求は、死亡した方の死亡届出時点の本籍地市町村を管轄する法務局・地方法務局本局の戸籍課あるいは法務局・地方法務局の支局にする必要があります（ただし、外国国籍の方の死亡届書記載事項証明書の交付請求は、死亡届を受理した市区町村役場にする必要があります。）。

請求に必要なものは、次のとおりです。

- ① 請求される方の本人確認ができる証明書（運転免許証、健康保険証等）
- ② 死亡した方の死亡事項の記載のある戸籍謄本等及び請求される方と本人の親族関係がわかる戸籍謄本等
- ③ 請求される方の認印

なお、死亡届書記載事項証明書は即日交付できない場合がありますので、後日郵送による交付を希望される方は、請求の際に、返信用封筒（あて名を書いて、切手を貼ったもの）を提出してください。

## 管轄一覽

※注意：市町村合併により、管轄が変更されている場合等がありますので、この一覽表に該当の市町村がない場合等、疑問がある場合は、合併後の市町村を管轄する法務局へ確認願います。

都道府県	法務局	支局	管轄区域	所在地	郵便番号	電話番号
東京都	東京		千代田区、中央区、文京区、小笠原村、港区、台東区、墨田区、江東区、品川区、大田区、世田谷区、渋谷区、目黒区、新宿区、中野区、杉並区、板橋区、豊島区、北区、荒川区、練馬区、江戸川区、足立区、葛飾区、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小島、鳥島	東京都千代田区九段南1-1-15（九段第2合同庁舎）	102-8225	(03)5213-1234
東京都	東京	八王子	八王子市 立川市 昭島市 町田市 日野市 東大和市 武蔵村山市 多摩市 稲城市	八王子市南大沢2丁目27番地 フレスコ南大沢10・11階	192-0364	(0426)70-6240~1
東京都	東京	府中	府中市 小金井市 国分寺市 国立市 調布市 狛江市 武蔵野市 三鷹市 小平市 東村山市 西東京市 清瀬市 東久留米市	府中市新町2-4-4	183-0052	042-335-4753
東京都	東京	西多摩(18.3.31までは八王子支局)	青梅市 福生市 羽村市 あきる野市 瑞穂町 日の出町 檜原村 奥多摩町	福生市南田園3-61-3	197-0004	042-551-0360
神奈川県	横浜		横浜市全域	横浜市中区北仲通五丁目57番地 横浜第二合同庁舎	231-8411	(045)641-7976
神奈川県	横浜	藤沢	藤沢市、鎌倉市、茅ヶ崎市、寒川町	藤沢市大鑑一丁目2番15号	251-0002	(0466)26-3303
神奈川県	横浜	川崎	川崎市全域	川崎市川崎区宮前町12番11号 川崎法務総合庁舎	210-0012	(044)244-4166
神奈川県	横浜	横須賀	横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町	横須賀市日の出町一丁目4番地 横須賀合同庁舎	238-0006	(046)825-6511
神奈川県	横浜	小田原	小田原市、平塚市、南足柄市、大磯町、二宮町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	小田原市本町二丁目3番24号	250-0012	(0465)23-0181
神奈川県	横浜	厚木	厚木市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、中井町、愛川町、清川村	厚木市寿町三丁目5番1号 厚木法務総合庁舎	243-0003	(046)224-3163
神奈川県	横浜	相模原	相模原市、城山町、藤野町	相模原市富士見六丁目10番10号 相模原地方合同庁舎	229-0036	(042)753-2110
* 3月20日市町村合併により上記の3市町 3月19日までは「相模原市、津久井町、城山町、相模湖町、藤野町」となります。						

## 管轄一覽

※注意：市町村合併により、管轄が変更されている場合等がありますので、この一覽表に該当の市町村がない場合等、疑問がある場合は、合併後の市町村を管轄する法務局へ確認願います。

都道府県	法務局	支局	管轄区域	所在地	郵便番号	電話番号
埼玉県	さいたま		さいたま市の内 浦和区、中央区、桜区、南区、緑区 戸田市、蕨市、川口市、鳩ヶ谷市、志木市、朝霞市、和光市、新座市	さいたま市浦和区高砂3 丁目16番58号	330-8513	(048)863-2211~4
埼玉県	さいたま	川越	川越市、富士見市、ふじみ野市、坂戸市、鶴ヶ島市 入間郡の内 越生町、毛呂山町、三芳町 比企郡の内 川島町、鳩山町	川越市豊田本277番地 3	350-1118	(049)243-3824 243-3804 243-3866
埼玉県	さいたま	熊谷	熊谷市、行田市、本庄市、羽生市、深谷市 大里郡の内 寄居町、江南町 児玉郡の内 上里町、美里町、神川町	熊谷市筑波3-39-1	360-0037	(048)524-8805~6
埼玉県	さいたま	大宮	さいたま市の内 大宮区、西区、北区、見沼区 上尾市、桶川市、北本市、鴻巣市、蓮田市 北足立郡の内 伊奈町	さいたま市北区植竹町1 丁目155番地	331-9623	(048)652-3230~1 652-5364
埼玉県	さいたま	秩父	秩父市 秩父郡の内 小鹿野町、皆野町、長瀬町、横瀬町	秩父市桜木町12番28 号	368-8507	(0494)22-0827 22-5601
埼玉県	さいたま	所沢	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市	所沢市並木6丁目1番地 5	359-0042	(04)2992-2677 2992-2686
埼玉県	さいたま	東松山	東松山市 比企郡の内 小川町、嵐山町、ときがわ町、吉見町、滑川町 秩父郡の内 東秩父村	東松山市加美町1番16 号	355-0011	(0493)22-0379 22-0938
埼玉県	さいたま	越谷	さいたま市の内 岩槻区 越谷市、春日部市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市 北葛飾郡の内 杉戸町、松伏町 南埼玉郡の内 宮代町	越谷市東越谷9丁目34 番地1	343-0023	(048)966-1321~2 963-6013

## 管轄一覽

※注意：市町村合併により、管轄が変更されている場合等がありますので、この一覽表に該当の市町村がない場合等、疑問がある場合は、合併後の市町村を管轄する法務局へ確認願います。

都道府県	法務局	支局	管轄区域	所在地	郵便番号	電話番号
埼玉県	さいたま	久喜	久喜市、幸手市、加須市 北葛飾郡の内 栗橋町、鷺宮町 北埼玉郡の内 北川辺町、騎西町、大利根町 南埼玉郡の内 白岡町、菖蒲町	久喜市本町4丁目5番28号	346-0005	(0480)21-0215 23-1289
千葉県	千葉		千葉市、習志野市、市原市、東金市、山武郡の内大網白里町、九十九里町	千葉市中央区中央港1丁目11番3号	260-8518	(043)302-1311
千葉県	千葉	佐倉(18.3.31まで)	佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、成田市、富里市、印旛郡(酒々井町、栄町、印旛村、本埜村)	佐倉市表町1丁目20番地11	285-0811	(043)484-1222
千葉県	千葉	佐倉(18.4.1から)	佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、成田市(旧香取郡の大栄町、下総町を含む)、富里市、印旛郡(酒々井町、栄町、印旛村、本埜村)	佐倉市表町1丁目20番地11	285-0811	(043)484-1222
千葉県	千葉	一宮	茂原市、勝浦市、いすみ市、長生郡(一宮町、睦沢町、長生村、長柄町、白子町、長南町)、夷隅郡(大多喜町、御宿町)	長生郡一宮町一宮2634番地1	299-4301	(0475)42-3515
千葉県	千葉	松戸	松戸市、流山市、野田市	松戸市岩瀬473番地2	271-8518	(047)363-6278
千葉県	千葉	柏	柏市、我孫子市	柏市柏6丁目10番25号	277-0005	(04)7167-3309
千葉県	千葉	木更津	木更津市、袖ヶ浦市、富津市、君津市	木更津市東中央3丁目1番7号	292-0057	(0438)22-2531
千葉県	千葉	館山	館山市、鴨川市、南房総市(旧安房郡の三芳村、富浦町、白浜町、富山町、千倉町、和田町、丸山町)、安房郡鋸南町	館山市北条2169番地1	294-0045	(0470)22-0619~20
千葉県	千葉	匝瑳(18.3.31まで)	匝瑳市、旭市、銚子市、匝瑳郡光町、香取郡の内多古町、山武郡の内芝山町、成東町、山武町、松尾町、横芝町、蓮沼村	匝瑳市八日市場ハ678番地3	289-2141	(0479)72-0334-0302
千葉県	千葉	匝瑳(18.4.1から)	匝瑳市、旭市、銚子市、横芝光町(旧匝瑳郡光町、山武郡横芝町)、山武市(旧山武郡の成東町、山武町、松尾町、蓮沼村)香取郡の内多古町、山武郡芝山町	匝瑳市八日市場ハ678番地3	289-2141	(0479)72-0334-0302
千葉県	千葉	佐原(18.3.31まで)	佐原市、香取郡(大栄町、栗源町、神崎町、下総町、小見川町、山田町、東庄町)	佐原市佐原口2122番地40	287-0001	(0478)52-3391
千葉県	千葉	香取(18.4.1から)	香取市(旧佐原市、香取郡の栗源町、小見川町、山田町)、香取郡の内神崎町、東庄町	香取市佐原口2122番地40	287-0001	(0478)52-3391

## 管轄一覽

※注意：市町村合併により、管轄が変更されている場合等がありますので、この一覧表に該当の市町村がない場合等、疑問がある場合は、合併後の市町村を管轄する法務局へ確認願います。

都道府県	法務局	支局	管轄区域	所在地	郵便番号	電話番号
千葉県	千葉	船橋	船橋市、八千代市	船橋市海神町2丁目284番地1	273-8558	(047)431-3681・8638 ～9
千葉県	千葉	市川	市川市、鎌ヶ谷市、浦安市	市川市大野町4丁目2156番地1	272-0805	(047)339-7757
茨城県	水戸		水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、茨城町、城里町、大洗町、東海村	水戸市北見町1-1 (水戸地方法務合同庁舎)	310-0061	(029)227-9911
茨城県	水戸	日立	日立市、高萩市、北茨城市	日立市弁天町2-13-15 (日立法務総合庁舎)	319-0072	(0294)21-2253
茨城県	水戸	常陸太田	常陸太田市、常陸大宮市、大子町	常陸太田市山下町1221-1	313-0013	(0294)73-0221～2
茨城県	水戸	土浦	土浦市、石岡市、つくば市、かすみがうら市、小美玉市、阿見町、美浦村	土浦市下高津1-12-9	300-0812	(029)821-0792
茨城県	水戸	竜ヶ崎	龍ヶ崎市、取手市、守谷市、稲敷市、つくばみらい市、牛久市、利根町、河内町	龍ヶ崎市2985	301-0822	(0297)64-2607
茨城県	水戸	鹿嶋	鹿嶋市、潮来市、行方市、神栖市、銚田市	鹿嶋市鉢形1527-1	314-0034	(0299)83-6000
茨城県	水戸	下妻	下妻市、古河市、筑西市、結城市、坂東市、桜川市、常総市、八千代町、五霞町、境町	下妻市下妻乙124-2 (下妻法務合同庁舎)	304-0067	(0296)43-3935
栃木県	宇都宮		宇都宮市、鹿沼市、さくら市、河内郡上三川町、河内郡河内町、河内郡上河内町、塩谷郡高根沢町	栃木県宇都宮市小幡2-1-11 (法務合同庁舎)	320-8515	(028) 623-0921
栃木県	宇都宮	今市	今市市、日光市、塩谷郡藤原町、塩谷郡栗山村、上都賀郡足尾町、塩谷郡塩谷町 (今市市、塩谷郡藤原町、塩谷郡栗山村、上都賀郡足尾町については、3/20日光市に合併予定)	今市市本町20-3	321-1272	(0288) 21-0309
栃木県	宇都宮	真岡	真岡市、芳賀郡二宮町、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡芳賀町、芳賀郡市貝町	真岡市荒町5176-3	321-4305	(0285) 82-2279 -2436
栃木県	宇都宮	大田原	大田原市、矢板市、那須塩原市、那須郡那須町	大田原市本町1-269 5-109	324-0041	(0287) 23-1155 -1156
栃木県	宇都宮	烏山	那須烏山市、那須郡那珂川町	那須烏山市中央1-19 -17	321-0621	(0287) 82-2251 -2616

# 管轄一覽

※注意：市町村合併により、管轄が変更されている場合等がありますので、この一覽表に該当の市町村がない場合等、疑問がある場合は、合併後の市町村を管轄する法務局へ確認願います。

都道府県	法務局	支局	管轄区域	所在地	郵便番号	電話番号
栃木県	宇都宮	栃木	栃木市、小山市、下野市、下都賀郡壬生町、下都賀郡藤岡町、下都賀郡大平町、下都賀郡岩舟町、下都賀郡都賀町、下都賀郡野木町、上都賀郡西方町	栃木市片柳町1-22-25	328-0053	(0282) 22-1068 -1553
栃木県	宇都宮	足利	足利市、佐野市	足利市大町532-21	326-0056	(0284) 42-8101 -8114
群馬県	前橋		前橋市、渋川市、勢多郡富士見村、北群馬郡榛東村、北群馬郡吉岡町	群馬県前橋市大手町2丁目10番5号	371-8535	(027) 221-4466~7
群馬県	前橋	伊勢崎	伊勢崎市、佐波郡玉村町	伊勢崎市太田町554番地10 (伊勢崎地方合同庁舎)	372-0006	(0270) 25-0758・0961
群馬県	前橋	沼田	沼田市、利根郡片品村、利根郡川場村、利根郡みなかみ町、利根郡昭和村	沼田市西倉内町701番地	378-0042	(0278) 22-2518・2564
群馬県	前橋	太田	太田市、館林市、邑楽郡板倉町、邑楽郡明和町、邑楽郡千代田町、邑楽郡大泉町、邑楽郡邑楽町	太田市鳥山下町387番地3	373-0063	(0276) 32-6100
群馬県	前橋	桐生	桐生市、山田郡大間々町、勢多郡東村、新田郡笠懸町	桐生市末広町13番5号 (桐生地方合同庁舎)	376-0045	(0277) 44-3526
群馬県	前橋	高崎	高崎市、藤岡市、安中市、群馬郡榛名町、碓氷郡松井田町、多野郡吉井町、多野郡神流町、多野郡上野村	高崎市東町134番地12 (高崎地方合同庁舎)	370-0045	(027) 322-6315・0700
群馬県	前橋	中之条	吾妻郡中之条町、吾妻郡東村、吾妻郡吾妻町、吾妻郡長野原町、吾妻郡嬬恋村、吾妻郡草津町、吾妻郡六合村、吾妻郡高山村	吾妻郡中之条町大字中之条町692番地2	377-0424	(0279) 75-3037・3065
群馬県	前橋	富岡	富岡市、甘楽郡妙義町、甘楽郡下仁田町、甘楽郡南牧村、甘楽郡甘楽町	富岡市富岡1383番地6	370-2316	(0274) 62-0404
静岡県	静岡地方		静岡市葵区、静岡市駿河区、静岡市清水区、焼津市、藤枝市、島田市、富士川町、蒲原町、由比町、岡部町、大井川町、川根本町、川根町	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎	420-8650	(054) 254-3555
静岡県	静岡地方	沼津	沼津市、三島市、伊東市、熱海市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の國市、小山町、清水町、長泉町、函南町	沼津市市場町9番1号	410-0831	(055) 931-1877
静岡県	静岡地方	富士	富士市、富士宮市、芝川町	富士市御幸町13番19号	417-0041	(0545) 53-1200
静岡県	静岡地方	下田	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町	下田市西本郷2丁目5番33号 下田地方合同庁舎	415-8524	(0558) 22-0534
静岡県	静岡地方	浜松	浜松市、磐田市、湖西市、新居町	浜松市板屋町111番地2 浜松アクタワー9階	430-7709	(053) 454-1396

## 管轄一覽

※注意：市町村合併により、管轄が変更されている場合等がありますので、この一覽表に該当の市町村がない場合等、疑問がある場合は、合併後の市町村を管轄する法務局へ確認願います。

都道府県	法務局	支局	管轄区域	所在地	郵便番号	電話番号
静岡県	静岡地方	掛川	掛川市, 御前崎市, 菊川市, 牧之原市, 吉田町	掛川市亀の甲2丁目16番2号	436-0028	(0537) 22-5538
静岡県	静岡地方	袋井	袋井市, 森町	袋井市袋井366番地	437-0026	(0538) 42-3545
山梨県	甲府		甲府市, 笛吹市, 山梨市, 甲州市, 中央市, 南アルプス市, 甲斐市, 韮崎市, 北杜市, 昭和町, 青川村	甲府市北口1丁目2番19号	400-8520	(055) 252-7151
山梨県	甲府	諏沢	増穂町, 諏沢町, 市川三郷町, 早川町, 身延町, 南部町	南巨摩郡諏沢町2543番地4	400-0601	(0556) 22-0174
山梨県	甲府	大月	都留市, 大月市, 富士吉田市, 上野原市, 西桂町, 富士河口湖町, 山中湖村, 丹波山村, 鳴沢村, 忍野村, 道志村, 小菅村	大月市御太刀2丁目8番10号	401-0012	(0554) 22-0799
長野県	長野		長野市, 須坂市, 千曲市, 信濃町, 信州新町, 小布施町, 飯綱町, 小川村, 中条村, 高山村	長野県長野市旭町1108	380-0846	(026) 235-6611
長野県	長野	松本	松本市, 塩尻市, 安曇野市, 波田町, 筑北村, 麻績村, 生坂村, 山形村, 朝日村	長野県松本市沢村2-12-46	390-0877	(0263) 32-2567
長野県	長野	上田	上田市, 東御市, 長和町, 坂城町, 青木村	長野県上田市中央西2-3-13	386-0023	(0268) 23-2001
長野県	長野	飯田	飯田市, 松川町, 高森町, 阿南町, 清内路村, 阿智村, 平谷村, 根羽村, 下條村, 売木村, 天龍村, 泰阜村, 喬木村, 豊丘村, 大鹿村	長野県飯田市大久保町2637-3	395-0053	(0265) 22-0014
長野県	長野	諏訪	諏訪市, 岡谷市, 茅野市, 下諏訪町, 富士見町, 原村	長野県諏訪市大手町1-21-20	392-0026	(0266) 52-1804
長野県	長野	伊那	伊那市, 駒ヶ根市, 高遠町, 辰野町, 箕輪町, 飯島町, 南箕輪村, 中川村, 長谷村, 宮田村	長野県伊那市大字伊那部5064-1	396-0011	(0265) 78-3462
長野県	長野	大町	大町市, 池田町, 松川村, 白馬村, 小谷村	長野県大町市大町2943-5	398-0002	(0261) 22-0379
長野県	長野	飯山	飯山市, 中野市, 山ノ内町, 木島平村, 野沢温泉村, 栄村	長野県飯山市大字飯山1080	389-2253	(0269) 62-2302
長野県	長野	佐久	佐久市, 小諸市, 佐久穂町, 小海町, 軽井沢町, 御代田町, 立科町, 川上村, 南牧村, 南相木村, 北相木村	長野県佐久市猿久保890-4	385-0011	(0267) 67-2272
長野県	長野	木曾	木曾町, 上松町, 南木曾町, 木祖村, 王滝村, 大桑村	長野県木曾郡木曾町福島4926-3	397-0001	(0264) 22-2186

## 管轄一覽

※注意：市町村合併により、管轄が変更されている場合等がありますので、この一覽表に該当の市町村がない場合等、疑問がある場合は、合併後の市町村を管轄する法務局へ確認願います。

都道府県	法務局	支局	管轄区域	所在地	郵便番号	電話番号
新潟県	新潟		新潟市（新津支局の管轄に属する地域を除く。）	新潟市西大畑町5191	951-8504	(025) 222-1561
新潟県	新潟	長岡	長岡市、小千谷市、見附市、北魚沼郡川口町	長岡市三和3-9-1	940-1151	(0258) 33-5511
新潟県	新潟	三条	三条市、加茂市、燕市、西蒲原郡弥彦村、西蒲原郡分水町、西蒲原郡吉田町、南蒲原郡田上町 （※H18.3.20の市町村合併によって、西蒲原郡分水町と西蒲原郡吉田町は燕市に合併します。）	三条市東塚館2-22-3	955-0081	(0256) 33-1374
新潟県	新潟	柏崎	柏崎市、三島郡出雲崎町、刈羽郡刈羽村	柏崎市田中26-23号 （柏崎地方合同庁舎）	945-8501	(0257) 23-5226
新潟県	新潟	新発田	新発田市、胎内市、北蒲原郡聖籠町	新発田市新富町1-1-20	957-8503	(0254) 24-7101
新潟県	新潟	新津	新潟市内（赤坂、朝日、朝捲、味方、鵜沼、鵜沼一丁目、安部新、天ヶ沢新田、安養寺、飯島新田、居宿、和泉、市新、市之瀬、犬湯新田、茨管根、鑄物師興野、飯柳、免新田、牛崎、臼井、臼井ノ内小平次新田、彌ヶ通、梅ノ木、浦興野、清沢、浦梨、大秋、大倉、大倉新田、大原、大間、大通一丁目、大通二丁目、大通黄金一丁目、大通黄金二丁目、大通黄金三丁目、大通黄金四丁目、大通黄金五丁目、大通黄金六丁目、大通黄金七丁目、大通西、大通南一丁目、大通南二丁目、大通南三丁目、大通南四丁目、大通南五丁目、大別當、岡田、萩島、萩島一丁目、萩島二丁目、萩島三丁目、沖新保、萩野町、美路津、金沢町一丁目、金沢町二丁目、金沢町三丁目、金沢町四丁目、金津、金屋、鎌倉新田、上浦、上木山、上塩俵、上新田、上道湯、上八枚、上曲通、神鹿、柄目木、蒲ヶ沢、川口、川根、北、北湖、北上、北上二丁目、北上三丁目、北上四丁目、北上新田、北田中、木津、楢筋、草水町一丁目、草水町二丁目、草水町三丁目、袖手興野、栗宮、車場、車場一丁目、車場二丁目、車場三丁目、車場四丁目、車場五丁目、こがね町、小口、小坂、小須戸、小蔵子、古田、古田ノ内大野開、小戸上組、小戸下組、子成場、小向、小屋場、さつき野一丁目、さつき野二丁目、さつき野三丁目、山王、山王新田、塩谷、七軒、七軒町、清水、下木山、下興野、下興野町、下塩俵、下条、下新、下道湯、下道湯下新田、下八枚、下八枚ノ内小見新田、曲通、下山崎、十五間、十二道島、上下諏訪木、庄瀬、次郎右工門興野、白根、白根東町一丁目、白根魚町、白根水道町、白根中山、白根ノ内七軒、白根日の出町、白根古川、白根四ツ興野、新栄町、新金沢町、新郷屋、新生町一丁目、新生町二丁目、新生町三丁目、新生町四丁目、新保、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、新山崎町一丁目、新山崎町二丁目、新山崎町三丁目、水田、助次右工門組、善道、善道町一丁目、善道町二丁目、蔵主、田家、田家一丁目、田家二丁目、田家三丁目、大安寺、大郷、大蔵、田尾、高井興野、高井東一丁目、高井東二丁目、高井東三丁目、薄谷町、薄谷本町、田屋、次屋、釣寄、釣寄新、出戸、天王新田、戸石新田、戸頭、中小見、中沢町、中塩俵、中新田、中野、中野一丁目、中野二丁目、中野三丁目、中野四丁目、中野五丁目、中村、七穂、七日町、鍋湯、新飯田、新津、新津秋葉一丁目、新津秋葉二丁目、新津秋葉三丁目、新津田島、新津東町一丁目、新津東町二丁目、新津東町三丁目、新津福島、新津本町一丁目、新津本町二丁目、新津本町三丁目、新津本町四丁目。	新潟市新津4463番地1	956-0000	(0250) 22-0501



# 管轄一覽

※注意：市町村合併により、管轄が変更されている場合等がありますので、この一覽表に該当の市町村がない場合等、疑問がある場合は、合併後の市町村を管轄する法務局へ確認願います。

都道府県	法務局	支局	管轄区域	所在地	郵便番号	電話番号
新潟県	新潟	新津	新津緑町、新津四ツ興野、西笠巻、西笠巻新田、西金沢、西萱場、西酒屋、西島、西白根、西古津、日宝町、根岸、能登、能登一丁目、能登二丁目、羽下、東笠巻、東笠巻新田、東金沢、東萱場、東島、東中嶋、渡瀧、妻湯新田、引越、平潟、平潟新田、船越、舟戸一丁目、舟戸二丁目、古川新田、古津、平成町、保坂、堀掛、程島、牧ヶ島、真木新田、松ヶ丘一丁目、松橋、瀧願寺、万年、南田中、南町、美幸町一丁目、美幸町二丁目、美幸町三丁目、結、矢代田、山崎興野、山谷町一丁目、山谷町二丁目、山谷町三丁目、横川浜、吉江、吉岡町、吉田新田、竜玄新田、六郷、鶯ノ木新田、蔵曾根、割町、赤館、安原、油島、新谷、石瀬、井随、茨島、今井、岩室温泉、榎野新田、打越、姥島、卯八郎受、浦村新田、漆山、越前浜、遠藤、遠藤村受、大湯村古新田、大湯村古新田壘、大関村古新田、大曾根、大原、押付、貝柄、貝柄新田、柿島、角田浜、角海浜、濁浦新、濁頭、湯上、湯東美里、金池、上木島、上小吉、河井、川崎、北野、国見、久保田、熊谷、熊谷村受、熊湯新田、桑山、桑山村受、高野宮、河間、五ヶ浜、五之上、小吉、栄、桜林、真田、猿ヶ瀬、三角野新田、三方、下木島、下和納、称名、白鳥、新保新田、すずき、善光寺、善光寺村受、曾根、高橋、高畑、竹野町、津箕田、天竺堂、稲島、道上、富岡、富出村外新田受、中郷屋、中之口、中之口長塚、夏井、並岡、新坂田湯、新坂田湯上新田、新坂田湯下新田、仁徳、西川下山、西中、西中島、西長島、西船越、西松崎、西汰上、布目、葉萱場、羽黒、橋本、旗屋、旗屋村受、羽田、原、針ヶ曾根、番屋、東小吉、東中、東船越、東汰上、樋曾、兵右衛門新田、平沢、平野、福井、伏部、堀上新田、堀山新田、前田、真木、巻、巻東町、巻大原、牧ヶ島、巻柴町、横島、巻舟戸、升岡新田、升湯、間瀬、松柳屋、松崎村外新田受、松野尾、松山新田、馬堀、水沢新田、三ツ門、南、南福島、南谷内、隆岡、門田、矢島、山口新田、山口新田村受、山島、横曾根、横戸、横戸村受、四ツ郷屋、奥兵衛野新田、鏡湯、六分、鶯ノ木、和納、割前)、五泉市、阿賀野市、東蒲原郡阿賀町			
新潟県	新潟	十日町	十日町市	十日町市宮田町1-18	948-0083	(025) 752-2575
新潟県	新潟	村上	村上市	村上市二之町4-16	958-0835	(0254) 53-2390
新潟県	新潟	糸魚川	糸魚川市	糸魚川市寺町2-8-30	941-0058	(025) 552-0356
新潟県	新潟	上越	上越市	上越市木田2-15-7	943-0805	(025) 525-4133
新潟県	新潟	佐渡	佐渡市	佐渡市相川三丁目新浜町3-3	952-1561	(0259) 74-3787
新潟県	新潟	六日町	南魚沼市	南魚沼市美佐島61-9	949-6641	(025) 772-2164
大阪府	大阪		大阪市、寝屋川市、大東市、守口市、枚方市、交野市、四條畷市、門真市、池田市、豊中市、箕面市、能勢町、豊能町	大阪市中央区谷町2丁目1番17号(大阪第二法務合同庁舎)	540-8544	(06) 6942-9459
大阪府	大阪	北大阪	高槻市、茨木市、摂津市、吹田市、島本町	茨木市中村町1番35号	567-0822	(072) 638-9444
大阪府	大阪	東大阪	東大阪市、柏原市、八尾市	東大阪市高井田元町2丁目8番10号(東大阪法務合同庁舎)	577-8555	(06) 6782-5106 6782-5413

## 管轄一覽

※注意：市町村合併により、管轄が変更されている場合等がありますので、この一覽表に該当の市町村がない場合等、疑問がある場合は、合併後の市町村を管轄する法務局へ確認願います。

都道府県	法務局	支局	管轄区域	所在地	郵便番号	電話番号
大阪府	大阪	堺	堺市、松原市、高石市、河内長野市、藤井寺市、羽曳野市、富田林市、大阪狭山市、南河内郡（太子町、河南町、千早赤阪村）	堺市南瓦町2番55号	590-8560	(072) 221-2789 221-2790
大阪府	大阪	岸和田	岸和田市、貝塚市、泉大津市、泉佐野市、和泉市、阪南市、泉南市、泉南郡（岬町、熊取町、田尻町）、泉北郡忠岡町	岸和田市上野町東24番10号	596-0047	(0724) 38-6501 38-6532
大阪府	大阪	富田林(4月1日から)	富田林市、河内長野市、羽曳野市、藤井寺市、南河内郡（河南町、太子町、千早赤阪村）	富田林市甲田1丁目7番2号	584-0036	(0721) 23-2432
京都府	京都		京都市（北区、上京区、左京区、中京区、東山区、山科区、下京区、南区、右京区、西京区、伏見区）、向日市、長岡京市、乙訓郡（大山崎町）	京都市上京区荒神口通河原町東入る上生洲町197番地	602-8577	(075) 231-0131
京都府	京都	宇治	宇治市、城陽市、久世郡（久御山町）、八幡市、京田辺市、綴喜郡（井手町、宇治田原町）、相楽郡（山城町、精華町、木津町、加茂町、和束町、笠置町、南山城村）	宇治市宇治琵琶33番地2 宇治法務合同庁舎	611-0021	(0774) 24-4121
京都府	京都	園部	亀岡市、南丹市、船井郡（京丹波町）	南丹市園部町小桜町28番地	622-0004	(0771) 62-0380
京都府	京都	宮津	宮津市、与謝郡（与謝野町、伊根町）	宮津市字中ノ丁2534番地 宮津地方合同庁舎	626-0046	(0772) 22-2561
京都府	京都	京丹後	京丹後市	京丹後市峰山町吉原71番地	627-0021	(0772) 62-0365
京都府	京都	舞鶴	舞鶴市	舞鶴市字西110番地5	624-0937	(0773) 76-0858
京都府	京都	福知山	福知山市、綾部市	福知山市字内記10番地29 福知山地方合同庁舎	620-0035	(0773) 22-3043
兵庫県	神戸		神戸市	神戸市中央区波止場町1番1号	650-0042	(078) 392-1821
兵庫県	神戸	西宮	西宮市、宝塚市、芦屋市	西宮市浜町7番35号	662-0942	(0798) 26-0061~2
兵庫県	神戸	伊丹	伊丹市、川西市、三田市、川辺郡猪名川町	伊丹市千僧1丁目47番地2	664-0898	(072) 779-3451~2
兵庫県	神戸	尼崎	尼崎市	尼崎市東灘波町4丁目18番36号	660-0892	(06) 6482-7401~2
兵庫県	神戸	明石	明石市、三木市	明石市大明石町2丁目4番25号	673-0891	(078) 912-5511~2

## 管轄一覽

※注意：市町村合併により、管轄が変更されている場合等がありますので、この一覽表に該当の市町村がない場合等、疑問がある場合は、合併後の市町村を管轄する法務局へ確認願います。

都道府県	法務局	支局	管轄区域	所在地	郵便番号	電話番号
兵庫県	神戸	篠山	篠山市	篠山市乾新町70番地2	669-2335	(079)552-2223
兵庫県	神戸	柏原	丹波市	丹波市柏原町柏原451番地	669-3309	(0795)72-0176
兵庫県	神戸	姫路	姫路市, 神崎郡神河町, 市川町, 福崎町	姫路市北条1丁目250番地	670-0947	(0792)25-1915~7
兵庫県	神戸	加古川	加古川市, 高砂市, 加古郡稲美町, 播磨町	加古川市野口町良野1749番地	675-0017	(0794)24-3555~6
兵庫県	神戸	社	加東市, 小野市, 加西市, 西脇市, 多可郡多可町	加東市社539番地2	673-1431	(0795)42-0201
兵庫県	神戸	龍野	たつの市, 相生市, 赤穂市, 宍粟市, 佐用郡佐用町, 赤穂郡上郡町, 播磨郡太子町	たつの市龍野町富永879番地2	679-4167	(0791)63-3221~2
兵庫県	神戸	豊岡	豊岡市, 養父市, 朝来市, 美方郡香美町, 美方郡新温泉町	豊岡市寿町8番4号	668-0024	(0796)22-2703
兵庫県	神戸	洲本	洲本市, 淡路市, 南あわじ市	洲本市山手1丁目2番19号	656-0024	(0799)22-0497
奈良県	奈良		奈良市, 大和郡山市, 生駒市, 天理市, 山添村, 平群町, 三郷町, 斑鳩町, 安堵町, 川西町, 三宅町, 田原本町	奈良市高畑町552番地	630-8301	(0742)23-5570
奈良県	奈良	葛城	大和高田市, 橿原市, 御所市, 香芝市, 葛城市, 高取町, 明日香村, 上牧町, 王寺町, 広陵町, 河合町	大和高田市西町1番63号	635-0096	(0745)52-4941
奈良県	奈良	桜井	桜井市, 宇陀市, 曽爾村, 御杖村, 東吉野村	桜井市大字粟殿461番地2	633-0062	(0744)42-2896
奈良県	奈良	五條	五條市, 吉野町, 大淀町, 下市町, 黒滝村, 天川村, 野迫川村, 十津川村, 下北山村, 上北山村, 川上村	五條市新町3丁目3番2号	637-0043	(07472)2-2484
滋賀県	大津		大津市, 草津市, 守山市, 栗東市, 野洲市, 高島市	滋賀県大津市京町3-1-1	520-8516	(077)522-4671
滋賀県	大津	甲賀	甲賀市, 湖南市	滋賀県甲賀市水口町水口5655	528-0005	(0748)62-0259

## 管轄一覽

※注意：市町村合併により、管轄が変更されている場合等がありますので、この一覽表に該当の市町村がない場合等、疑問がある場合は、合併後の市町村を管轄する法務局へ確認願います。

都道府県	法務局	支局	管轄区域	所在地	郵便番号	電話番号
滋賀県	大津	彦根	彦根市、東近江市、近江八幡市、多賀町、甲良町、豊郷町、愛荘町、安土町、日野町、竜王町	滋賀県彦根市西今町58-3	522-0054	(0749)22-0291
滋賀県	大津	長浜	長浜市、米原市、虎姫町、湖北町、木之本町、高月町、余呉町、西浅井町	滋賀県長浜市八幡東町253-4	526-0031	(0749)62-0503
和歌山県	和歌山		和歌山市、海南市、海草郡紀美野町、有田市、有田郡湯浅町、有田郡広川町、有田郡有田川町、紀の川市、那賀郡岩出町	和歌山県和歌山市二番丁2番地（和歌山地方合同庁舎）	640-8552	(073)422-5131~3
和歌山県	和歌山	橋本	橋本市、伊都郡かつらぎ町、伊都郡九度山町、伊都郡高野町	和歌山県橋本市東家5丁目2番2号（橋本地方合同庁舎）	648-0072	(0736)32-0206
和歌山県	和歌山	田辺	田辺市、西牟婁郡白浜町、西牟婁郡すさみ町、西牟婁郡上宮田町、日高郡みなべ町	和歌山県田辺市文里1丁目11番9号（田辺港湾合同庁舎）	646-0023	(0739)22-0698 22-0632
和歌山県	和歌山	御坊	御坊市、日高郡美浜町、日高郡日高町、日高郡由良町、日高郡印南町、日高郡日高川町	和歌山県御坊市藪369番地6（御坊法務総合庁舎）	644-0002	(0738)22-0335 22-0412
和歌山県	和歌山	新宮	新宮市、東牟婁郡太地町、東牟婁郡串本町、東牟婁郡古座川町、東牟婁郡智勝浦町、東牟婁郡北山村	和歌山県新宮市緑ヶ丘3丁目2番64号（新宮法務総合庁舎）	647-0043	(0735)22-2757 22-2685
愛知県	名古屋		名古屋市、清須市、豊明市、日進市、豊山町、師勝町、西春町、春日町、東郷町、長久手町	名古屋市中区三の丸2-2-1	460-8513	(052)952-8111
愛知県	名古屋	春日井	春日井市、小牧市、瀬戸市、尾張旭市	春日井市鳥居松町4-46	486-0844	(0568)81-3210
愛知県	名古屋	津島	津島市、愛西市、蟹江町、十四山村、飛鳥村、弥富町、甚目寺町、美和町、大治町、七宝町	津島市西柳原町3-10	496-0047	(0567)26-2423
愛知県	名古屋	一宮	一宮市、稲沢市、江南市、岩倉市、犬山市、扶桑町、大口町	一宮市公園通4-17-3	491-0842	(0586)71-0600

## 管轄一覽

※注意：市町村合併により、管轄が変更されている場合等がありますので、この一覽表に該当の市町村がない場合等、疑問がある場合は、合併後の市町村を管轄する法務局へ確認願います。

都道府県	法務局	支局	管轄区域	所在地	郵便番号	電話番号
愛知県	名古屋	半田	半田市, 常滑市, 大府市, 東海市, 知多市, 阿久比町, 武豊町, 南知多町, 美浜町, 東浦町	半田市東洋町1-12	475-0817	(0569) 21-1095
愛知県	名古屋	岡崎	岡崎市, 幸田町	岡崎市羽根町字北乾地50-1	444-8533	(0564) 52-6415
愛知県	名古屋	刈谷	刈谷市, 知立市, 安城市, 碧南市, 高浜市	刈谷市若松町1-46-1	448-0858	(0566) 21-0086
愛知県	名古屋	豊田	豊田市, 三好町	豊田市常盤町1-105-3	471-8585	(0565) 32-0006
愛知県	名古屋	西尾	西尾市, 一色町, 吉良町, 幡豆町	西尾市熊味町南十五夜60	445-8511	(0563) 57-2622
愛知県	名古屋	豊橋	豊橋市, 田原市, 豊川市, 蒲郡市, 音羽町, 小坂井町, 御津町	豊橋市大國町111	440-0844	(0532) 54-9278
愛知県	名古屋	新城	新城市, 設楽町, 東栄町, 豊根村	新城市字八幡11-2	441-1385	(0536) 22-0437
三重県	津		津市, 鈴鹿市, 亀山市	津市丸之内2番8号 (津合同庁舎)	514-8503	(059) 228-4191
三重県	津	四日市	四日市市, 三重郡菰野町, 三重郡朝日町, 三重郡川越町	四日市市三栄町4番21号 (四日市法務合同庁舎)	510-0068	(059) 353-4365
三重県	津	伊勢	伊勢市, 鳥羽市, 志摩市, 度会郡玉城町, 度会郡南伊勢町, 度会郡大紀町, 度会郡度会町	伊勢市岡本1丁目1番13号 (伊勢法務合同庁舎)	516-8503	(0596) 28-6158
三重県	津	松阪	松阪市, 多気郡多気町, 多気郡明和町, 多気郡大台町	松阪市高町4番3番地6 (松阪合同庁舎)	515-8510	(0598) 53-1501
三重県	津	桑名	桑名市, いなべ市, 桑名郡木曾岬町, 員弁郡東員町	桑名市星見ヶ丘1丁目101番地2 (桑名法務総合庁舎)	511-0912	(0594) 32-5361
三重県	津	上野	伊賀市, 名張市	伊賀市上野丸之内1番9番地 (上野法務合同庁舎)	518-0873	(0595) 21-0804

# 管轄一覽

※注意：市町村合併により、管轄が変更されている場合等がありますので、この一覽表に該当の市町村がない場合等、疑問がある場合は、合併後の市町村を管轄する法務局へ確認願います。

都道府県	法務局	支局	管轄区域	所在地	郵便番号	電話番号
三重県	津	熊野	熊野市、尾鷲市、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町、南牟婁郡紀宝町	熊野市井戸町673番地7（熊野法務合同庁舎）	519-4324	(0597)85-2310
岐阜県	岐阜		岐阜市（平成18年1月1日吸収合併（羽島郡柳津町））、関市（平成17年2月7日吸収合併（武儀郡洞戸村、武儀郡板取村、武儀郡武芸川町、武儀郡武儀町、武儀郡上之保村））、美濃市、羽島市、各務原市（平成16年11月1日吸収合併（羽島郡川島町））、山県市（平成15年4月1日新設合併（山県郡高富町、山県郡伊自良村、山県郡美山町））、瑞穂市（平成15年5月1日新設合併（本巣郡穂積町、本巣郡巣南町））、本巣市（平成16年2月1日新設合併（本巣郡本巣町、本巣郡真正町、本巣郡糸貫町、本巣郡根尾村））、羽島郡岐南町、羽島郡笠松町、本巣郡北方町	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎内	500-8729	(058)245-3181
岐阜県	岐阜	八幡	郡上市（平成16年3月1日新設合併（郡上郡八幡町、郡上郡大和町、郡上郡白鳥町、郡上郡高鷲村、郡上郡美並村、郡上郡明宝村、郡上郡和良村））	岐阜県郡上市八幡町有坂1209番地の2 郡上八幡地方合同庁舎内	501-4235	(0575)67-1411
岐阜県	岐阜	大垣	大垣市（平成18年3月27日吸収合併（養老郡上石津町、安八郡墨俣町））、海津市（平成17年3月28日新設合併（海津郡海津町、海津郡平田町、海津郡南濃町））、養老郡養老町、不破郡垂井町、不破郡関ヶ原町、安八郡神戸町、安八郡輪之内町、安八郡安八町、揖斐郡揖斐川町（平成17年1月31日新設合併（揖斐郡揖斐川町、揖斐郡谷汲村、揖斐郡春日村、揖斐郡久瀬村、揖斐郡藤橋村、揖斐郡坂内村））、揖斐郡大野町、揖斐郡池田町	岐阜県大垣市丸の内1丁目19番地 大垣法務合同庁舎内	503-0888	(0584)78-3347
岐阜県	岐阜	美濃加茂	美濃加茂市、可児市（平成17年5月1日吸収合併（可児郡兼山町））、加茂郡坂祝町、加茂郡富加町、加茂郡川辺町、加茂郡八百津町、加茂郡七宗町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、可児郡御嵩町	岐阜県美濃加茂市本郷町7丁目4番16号	505-0027	(0574)25-2400
岐阜県	岐阜	多治見	多治見市（平成18年1月23日吸収合併（土岐郡笠原町））、土岐市、瑞浪市	岐阜県多治見市太平町5丁目33番地	507-0041	(0572)22-1002
岐阜県	岐阜	中津川	中津川市（平成17年2月13日吸収合併（恵那郡坂下町、恵那郡川上村、恵那郡加子母村、恵那郡付知町、恵那郡樺岡町、恵那郡蛭川村、長野県山口村））、恵那市（平成16年10月25日新設合併（恵那市、恵那郡岩村町、恵那郡山岡町、恵那郡明智町、恵那郡串原村、恵那郡上矢作町））	岐阜県中津川市かやの木町4丁目3番地 中津川合同庁舎内	508-0045	(0573)66-1554
岐阜県	岐阜	高山	高山市（平成17年2月1日吸収合併（大野郡丹生川村、大野郡清見村、大野郡荘川村、大野郡宮村、大野郡久々野町、大野郡朝日村、大野郡高根村、吉城郡國府町、吉城郡上宝村））、飛騨市（平成16年2月1日新設合併（吉城郡古川町、吉城郡河合村、吉城郡宮川村、吉城郡神岡町））、大野郡白川村、下呂市（平成16年3月1日新設合併（益田郡萩原町、益田郡小坂町、益田郡下呂町、益田郡金山町、益田郡馬瀬村））	岐阜県高山市花岡町2丁目55番地の16 高山法務合同庁舎内	506-0009	(0577)32-0915
福井県	福井		福井市、あわら市、三国町、丸岡町、春江町、坂井町、永平寺町	福井市春山1-1-54（福井春山合同庁舎）	910-8504	(0776)22-4344

## 管轄一覽

※注意：市町村合併により、管轄が変更されている場合等がありますので、この一覽表に該当の市町村がない場合等、疑問がある場合は、合併後の市町村を管轄する法務局へ確認願います。

都道府県	法務局	支局	管轄区域	所在地	郵便番号	電話番号
福井県	福井	武生	越前市、鯖江市、池田町、越前町、南越前町	越前市新町9-9-11	915-0883	(0778) 22-0194
福井県	福井	大野	大野市、勝山市	大野市城町8-5	912-0087	(0779) 66-2249
福井県	福井	敦賀	敦賀市、若狭町、美浜町	敦賀市松栄町7-28	914-0065	(0770) 25-0174
福井県	福井	小浜	小浜市、おおい町、高浜町	小浜市後瀬町7-10	917-0074	(0770) 52-0238
石川県	金沢		金沢市、かほく市、白山市、能美郡川北町、石川郡野々市町、河北郡津幡町、河北郡内灘町	石川県金沢市新神田4丁目3番10号(金沢新神田合同庁舎)	921-8505	(076) 292-7810(代表) (076) 292-7829(戸籍課直通)
石川県	金沢	小松	小松市、加賀市、能美市	石川県小松市日の出町1丁目120番地(小松日の出合同庁舎)	923-0868	(0761) 22-6300
石川県	金沢	七尾	七尾市、羽咋市、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町	石川県七尾市小島町大開地3番地7(七尾西湊合同庁舎)	926-8520	(0767) 53-1721
石川県	金沢	輪島	輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町	石川県輪島市鳳至町畠田99番地3(輪島地方合同庁舎)	928-0079	(0768) 82-0426
富山県	富山		富山市、中新川郡上市町、中新川郡立山町、中新川郡舟橋村	富山市牛島新町1番7号(富山合同庁舎)	930-0856	(076) 441-0550(代)
富山県	富山	魚津	黒部市、魚津市、滑川市、下新川郡朝日町、下新川郡入善町、(宇奈月町) ※宇奈月町は、平成18年3月31日から黒部市に合併	魚津市本町1丁目3番2号	937-0866	(0765) 22-0461
富山県	富山	高岡	高岡市、射水市、氷見市	高岡市中川本町10番21号	933-0046	(0766) 22-2327
富山県	富山	砺波	砺波市、南砺市、小矢部市	砺波市苗加353番地2	939-1333	(0763) 32-2361
福岡県	福岡		福岡市、前原市、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡、糸島郡	福岡市中央区舞鶴3丁目9番15号	810-8513	(092) 721-4570
福岡県	福岡	筑紫	筑紫野市、大野城市、太宰府市、春日市、筑紫郡	筑紫野市二日市中央5丁目14番7号	818-8567	(092) 922-2881
福岡県	福岡	甘木	朝倉市、朝倉郡	甘木市大字菩提寺480番地6	838-0061	(0946) 22-2455

## 管轄一覽

※注意：市町村合併により、管轄が変更されている場合等がありますので、この一覽表に該当の市町村がない場合等、疑問がある場合は、合併後の市町村を管轄する法務局へ確認願います。

都道府県	法務局	支局	管轄区域	所在地	郵便番号	電話番号
福岡県	福岡	飯塚	飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡	飯塚市芳雄町13番6号 飯塚合同庁舎3階	820-0018	(0948)22-1580
福岡県	福岡	直方	直方市、宮若市、鞍手郡	直方市新町2丁目1番2 4号	822-0015	(0949)22-1144
福岡県	福岡	久留米	久留米市、小郡市、三井郡	久留米市城南町21番地 5	830-0022	(0942)39-2121
福岡県	福岡	吉井	うきは市	うきは市吉井町343番 地5	839-1321	(0943)75-2869
福岡県	福岡	柳川	柳川市、大川市、大牟田市、山門郡、三潞郡、三池郡	柳川市一新町1番地9	832-0042	(0944)72-2640
福岡県	福岡	八女	八女市、筑後市、八女郡	八女市大字稲宮127番 地	834-0047	(0943)23-2603
福岡県	福岡	北九州	北九州市、中間市、遠賀郡	北九州市小倉北区城内5 番3号	803-8513	(093)561-3542
福岡県	福岡	行橋	行橋市、豊前市、京都郡、築上郡	行橋市大橋2丁目2番 10号	824-0003	(0930)22-0476
福岡県	福岡	田川	田川市、田川郡	田川市中央町4番20号	825-0013	(0947)44-1426
佐賀県	佐賀地方		佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、佐賀郡(東与賀町、久保田町、川副町)、神埼郡(神埼町、千代田町、脊振村、吉野ヶ里町)三養基郡(みやき町、上峰町、基山町)	佐賀市城内2丁目10番20号	840-0041	(0952)26-2148~50
佐賀県	佐賀地方	武雄	武雄市、鹿島市、嬉野市、杵島郡(白石町、江北町、大町町)藤津郡(太良町)	武雄市武雄町大字昭和832 番地	843-0023	(0954)22-2435
佐賀県	佐賀地方	伊万里	伊万里市、西松浦郡(宍田町)	伊万里市立花町1542番地 14	848-0027	(0955)23-2492
佐賀県	佐賀地方	唐津	唐津市、東松浦郡(玄海町)	唐津市千代田町2109番地 63	847-0041	(0955)74-1441
長崎県	長崎		長崎市、時津町、長与町	長崎市万才町8-16	850-8507	(095)820-5953
長崎県	長崎	諫早	諫早市、大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町	諫早市幸町4-12	854-0022	(0957)22-0475



## 管轄一覽

※注意：市町村合併により、管轄が変更されている場合等がありますので、この一覽表に該当の市町村がない場合等、疑問がある場合は、合併後の市町村を管轄する法務局へ確認願います。

都道府県	法務局	支局	管轄区域	所在地	郵便番号	電話番号
長崎県	長崎	島原	島原市、雲仙市、加津佐町、口之津町、南有馬町、北有馬町、西有家町、有家町、布津町、深江町	島原市城内1-1204	855-0036	(0957)62-2513
長崎県	長崎	佐世保	佐世保市、西海市、佐々町、小佐々町、宇久町、小値賀町	佐世保市木場田町2-19	857-0041	(0956)24-4850
長崎県	長崎	平戸	平戸市、松浦市、江迎町、鹿町町	平戸市岩の上町1509-7	859-5121	(0950)22-2263
長崎県	長崎	杵岐	杵岐市	杵岐市郷ノ浦町本村触624-2	811-5133	(0920)47-0164
長崎県	長崎	五島	五島市、新上五島町	五島市紺屋町1-1	853-0016	(0959)72-2261
長崎県	長崎	対馬	対馬市	対馬市厳原町東里341-42	817-0016	(0920)52-6463
大分県	大分		大分市、別府市、由布市	大分市城崎町2丁目3番21号	870-0045	(097)532-3161
大分県	大分	杵築	杵築市、東国東郡国東町、同郡武蔵町、同郡安岐町、速見郡日出町	杵築市大字杵築665-137	873-0001	(0978)62-2271
大分県	大分	臼杵	臼杵市、津久見市	臼杵市大字臼杵72番地の50	875-0041	(0972)62-2700
大分県	大分	佐伯	佐伯市	佐伯市野岡町2丁目13-25	876-0815	(0972)24-0772
大分県	大分	竹田	竹田市、豊後大野市	竹田市大字会々1525-8	878-0011	(0974)62-2315
大分県	大分	中津	中津市	中津市大字中殿550-20(中津合同庁舎)	871-0031	(0979)22-0584
大分県	大分	宇佐	宇佐市、豊後高田市、東国東郡国見町、東国東郡姫島村	宇佐市大字上田1055-1	879-0453	(0978)32-0508
大分県	大分	日田	日田市、玖珠郡玖珠町、同郡九重町	日田市田島2丁目11-46	877-0025	(0973)22-2719
熊本県	熊本		熊本市、合志市、大津町、菊陽町、西原村	熊本市大江3丁目1-53(熊本第2合同庁舎)	862-0971	(096)364-2145

## 管轄一覽

※注意：市町村合併により、管轄が変更されている場合等がありますので、この一覽表に該当の市町村がない場合等、疑問がある場合は、合併後の市町村を管轄する法務局へ確認願います。

都道府県	法務局	支局	管轄区域	所在地	郵便番号	電話番号
熊本県	熊本	宇土	宇土市、宇城市、富含町、城南町、美里町	宇土市北段原町15	869-0451	(0964) 22-0320
熊本県	熊本	玉名	玉名市、荒尾市、長洲町、南関町、和水町、玉東町	玉名市岩崎273 (玉名合同庁舎)	865-0016	(0968) 72-2347
熊本県	熊本	御船	御船町、嘉島町、甲佐町、山都町、益城町	上益城郡御船町御船847-3	861-3207	(096) 282-0118・0156
熊本県	熊本	山鹿	山鹿市、菊池市、植木町	山鹿市山鹿970	861-0501	(0968) 44-2411・2436
熊本県	熊本	阿蘇	阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村	阿蘇市一の宮町宮地2005-5	869-2612	(0967) 22-0137・0870
熊本県	熊本	八代	八代市、水俣市、水川町、芦北町、津奈木町	八代市西松江城町11-11	866-0863	(0965) 32-2654・2688
熊本県	熊本	人吉	人吉市、あさぎり町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村	人吉市土手町36-1	868-0057	(0966) 22-3393・24-3667
熊本県	熊本	天草	天草市、上天草市、苓北町	天草市諏訪町14-35	863-0037	(0969) 22-2467・2445
鹿児島県	鹿児島		鹿児島市、西之表市、日置市、熊毛郡中種子町、熊毛郡南種子町、熊毛郡上屋久町、熊毛郡屋久町、鹿児島郡三島村、鹿児島郡十島村	鹿児島県鹿児島市鴨池新町1番2号	890-8518	099-259-0680
鹿児島県	鹿児島	霧島	霧島市、大口市、始良郡加治木町、始良郡始良町、始良郡蒲生町、始良郡湧水町、伊佐郡菱刈町	鹿児島県霧島市国分中央3丁目42番1号	899-4332	0995-45-0064
鹿児島県	鹿児島	知覧	南さつま市、枕崎市、指宿市、川辺郡知覧町、川辺郡川辺町、揖宿郡頼娃町	鹿児島県川辺郡知覧町郡5405番地	897-0302	0993-83-2208
鹿児島県	鹿児島	川内	薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、出水市、薩摩郡さつま町、出水郡長島町	鹿児島県薩摩川内市若葉町4番24号	895-0063	0996-22-2300
鹿児島県	鹿児島	鹿屋	鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、曾於郡大崎町、肝属郡肝付町、肝属郡東串良町、肝属郡錦江町、肝属郡南大隅町	鹿児島県鹿屋市西原4丁目5番1号	893-0064	0994-43-6790
鹿児島県	鹿児島	名瀬	奄美市、大島郡龍郷町、大島郡大和村、大島郡宇検村、大島郡瀬戸内町、大島郡喜界町、大島郡徳之島町、大島郡伊仙町、大島郡天城町、大島郡和泊町、大島郡知名町、大島郡与論町	鹿児島県名瀬市港町2番16号	894-0026	0997-52-0376
宮崎県	宮崎		宮崎市、西都市、宮崎郡清武町、東諸県郡(国富町、綾町)、児湯郡(高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町)	宮崎市旭2丁目1番18号 法務合同庁舎	880-8513	(0985) 22-5124

## 管轄一覽

※注意：市町村合併により、管轄が変更されている場合等がありますので、この一覽表に該当の市町村がない場合等、疑問がある場合は、合併後の市町村を管轄する法務局へ確認願います。

都道府県	法務局	支局	管轄区域	所在地	郵便番号	電話番号
宮崎県	宮崎	都城	都城市, 小林市, えびの市, 北諸県郡(三股町), 西諸県郡(高原町, 野尻町, 須木村)	都城市上町2街区11号	885-0072	(0986) 22-0490
宮崎県	宮崎	延岡	延岡市, 東臼杵郡(北川町), 西臼杵郡(高千穂町, 日之影町, 五ヶ瀬町)	延岡市大貫町1丁目2915	882-0803	(0982) 33-2179
宮崎県	宮崎	日南	日南市, 串間市, 南那珂郡(北郷町, 南郷町)	日南市鉄肥3丁目6-2 (日南法務合同庁舎)	889-2535	(0987) 25-9125
宮崎県	宮崎	日向	日向市, 東臼杵郡(門川町, 美郷町, 諸塚村, 椎葉村)	日向市鶴町2丁目7-11	883-0052	(0982) 52-2944
沖縄県	那覇地方		那覇市, 糸満市, 島尻郡与那原町, 島尻郡八重瀬町, 中頭郡西原町, 島尻郡南風原町, 豊見城市, 南城市, 島尻郡久米島町, 島尻郡渡嘉敷村, 島尻郡座間味村, 島尻郡粟国村, 島尻郡渡名喜村, 島尻郡南大東村, 島尻郡北大東村	沖縄県那覇市樋川1丁目15-15 那覇第一地方合同庁舎	900-8544	(098) 854-7953
沖縄県	那覇地方	沖縄	沖縄市, 宜野湾市, うるま市, 浦添市, 中頭郡嘉手納町, 中頭郡北谷町, 中頭郡読谷村, 中頭郡北中城村, 中頭郡中城村	沖縄県沖縄市知花6丁目7-5	904-2143	(098) 937-3278
沖縄県	那覇地方	名護	名護市, 国頭郡本部町, 国頭郡恩納村, 国頭郡国頭村, 国頭郡金武町, 国頭郡大宜味村, 国頭郡東村, 国頭郡今帰仁村, 国頭郡宜野座村, 国頭郡伊江村, 島尻郡伊平屋村, 島尻郡伊是名村	沖縄県名護市宇宮里452-3	905-0011	(0980) 52-2729
沖縄県	那覇地方	宮古島	宮古島市, 宮古郡多良間村	沖縄県宮古島市平良字下里1016	906-0013	(0980) 72-2639
沖縄県	那覇地方	石垣	石垣市, 八重山郡竹富町, 八重山郡与那国町	沖縄県石垣市宇登野城55-4	907-0004	(0980) 82-2004
広島県	広島		中区, 東区, 南区, 西区, 安佐南区, 安佐北区, 安芸区, 佐伯区, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町	広島市中区上八丁堀6-30	730-8536	(082) 228-5765
広島県	広島	廿日市	廿日市市, 大竹市	廿日市市本町10-33	738-0015	(0829) 31-2164
広島県	広島	東広島	東広島市	東広島市西条昭和町12-2	739-0014	(082) 423-7707
広島県	広島	呉	呉市, 江田島市	呉市中央3丁目9-15	737-0051	(0823) 21-9288
広島県	広島	竹原	竹原市, 大崎上島町	竹原市中央4丁目8-17	725-0026	(0846) 22-2367

## 管轄一覽

※注意：市町村合併により、管轄が変更されている場合等がありますので、この一覽表に該当の市町村がない場合等、疑問がある場合は、合併後の市町村を管轄する法務局へ確認願います。

都道府県	法務局	支局	管轄区域	所在地	郵便番号	電話番号
広島県	広島	尾道	尾道市, 三原市, 世羅町	尾道市古浜町27-13	722-0002	(0848)23-2882
広島県	広島	福山	福山市, 府中市, 神石高原町	福山市三吉町1丁目7-2	720-8513	(084)923-0100
広島県	広島	三次	三次市, 安芸高田市	三次市三次町1074	728-0021	(0824)62-5070
広島県	広島	庄原	庄原市	庄原市中本町1丁目20-1	727-0012	(08247)2-0347
山口県	山口		山口市, 美祿市, 美東町, 秋芳町, 阿東町	山口市中河原町6-16 (山口地方合同庁舎2号館)	753-8577	(083)922-2295
山口県	山口	防府	防府市	防府市寿町6-39	747-0809	(0835)22-0934
山口県	山口	周南	周南市, 光市, 下松市, 田布施町, 平生町, 上関町	周南市周陽2丁目8-33	745-0823	(0834)28-0244
山口県	山口	萩	萩市, 長門市, 阿武町	萩市平安古町599-3	758-0074	(0838)22-0478
山口県	山口	岩国	岩国市, 柳井市, 和木町, 周防大島町 (*本年3月20日岩国市合併予定-被合併町村:由宇町, 玖珂町, 周東町, 錦町, 美川町, 本郷村, 美和町)	岩国市錦見1丁目16-35	741-0061	(0827)43-1125
山口県	山口	下関	下関市	下関市竹崎町4丁目6-1	750-0025	(0832)34-4000
山口県	山口	宇部	宇部市, 山陽小野田市	宇部市新町10-33 (宇部地方合同庁舎)	755-0044	(0836)21-7211
岡山県	岡山		岡山市, 玉野市, 赤磐市, 御津郡建部町, 加賀郡吉備中央町, 赤磐郡瀬戸町	岡山市南方1丁目3-58	700-8616	(086)224-5659
岡山県	岡山	備前	備前市, 瀬戸内市, 和気郡和気町	岡山県備前市東片上382	705-0022	(0869)64-2770
岡山県	岡山	倉敷	倉敷市, 総社市, 都窪郡早島町, 浅口郡金光町(金光町については3月21日をもって浅口市となり笠岡支局に転属予定)	岡山県倉敷市幸町3-46	710-8520	(086)422-1260
岡山県	岡山	笠岡	笠岡市, 井原市, 小田郡矢掛町, 浅口郡里庄町, 浅口郡鴨方町, 浅口郡寄島町(鴨方町, 寄島町については合併により3月21日に浅口市となる予定)	岡山県笠岡市十一番町3-2	710-0098	(0865)62-5295
岡山県	岡山	高梁	高梁市	岡山県高梁市落合町近似500-20	716-0062	(0866)22-2318

## 管轄一覽

※注意：市町村合併により、管轄が変更されている場合等がありますので、この一覽表に該当の市町村がない場合等、疑問がある場合は、合併後の市町村を管轄する法務局へ確認願います。

都道府県	法務局	支局	管轄区域	所在地	郵便番号	電話番号
岡山県	岡山	新見	新見市	岡山県新見市新見810-7	718-0011	(0867) 72-3103
岡山県	岡山	津山	津山市、苫田郡鏡野町、久米郡美咲町、久米郡久米南町、勝田郡奈義町	岡山県津山市田町64	708-0052	(0868) 22-9155
岡山県	岡山	美作	美作市、勝田郡勝央町、英田郡西粟倉村	岡山県美作市栄町127-1	707-0025	(0868) 72-1113
岡山県	岡山	真庭	真庭市、真庭郡新庄村	岡山県真庭市勝山441	717-0013	(0867) 44-2156
鳥取県	鳥取		鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町	鳥取県鳥取市東町二丁目302	680-0011	(0857) 22-2260
鳥取県	鳥取	倉吉	倉吉市、湯梨浜町、三朝町、北栄町、琴浦町	鳥取県倉吉市駄経寺町二丁目15	682-0816	(0858) 22-4108
鳥取県	鳥取	米子	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日野町、江府町、日南町	鳥取県米子市旗ヶ崎二丁目10-12	683-0845	(0859) 22-6161
島根県	松江		松江市、安来市、八束郡東出雲町	島根県松江市母衣町50番地(松江法務合同庁舎)	690-0886	(0852) 32-4230
島根県	松江	雲南	雲南市、飯石郡飯南町、仁多郡奥出雲町	島根県雲南市木次町里方952番地5	699-1311	(0854) 42-0314
島根県	松江	出雲	出雲市、大田市、簸川郡斐川町	島根県出雲市塩冶善行町13番地3(出雲地方合同庁舎)	693-0028	(0853) 21-0721
島根県	松江	浜田	浜田市、江津市	島根県浜田市田町116番地1(浜田地方合同庁舎)	697-0026	(0855) 22-0959
島根県	松江	益田	益田市、鹿足郡津和野町、吉賀町	島根県益田市あけぼの東町4番地6(益田地方合同庁舎)	698-0027	(0856) 22-0429
島根県	松江	川本	邑智郡川本町、美郷町、邑南町	島根県邑智郡川本町大字川本301番地2(川本地方合同庁舎)	696-0001	(0855) 72-0139
島根県	松江	西郷	隠岐郡隠岐の島町、西ノ島町、海士町、知夫村	島根県隠岐郡隠岐の島町城北町55番地(隠岐の島地方合同庁舎)	685-0016	(08512) 2-0240

## 管轄一覽

※注意：市町村合併により、管轄が変更されている場合等がありますので、この一覧表に該当の市町村がない場合等、疑問がある場合は、合併後の市町村を管轄する法務局へ確認願います。

都道府県	法務局	支局	管轄区域	所在地	郵便番号	電話番号
宮城県	仙台		青葉区、宮城野区、若林区、太白区、泉区、名取市、岩沼市、亶理町、山元町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村	仙台市青葉区春日町7番25号	980-8601	(022) 225-5611
宮城県	仙台	塩竈	塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町	塩竈市袖野田3番20号	985-0043	(022) 362-2338
宮城県	仙台	大河原	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町	柴田郡大河原町字錦町1番地1	989-1217	(0224) 52-6053
宮城県	仙台	古川	古川市、加美町、色麻町、松山町、三本木町、鹿島台町、岩出山町、鳴子町、涌谷町、田尻町、美里町	古川市旭6丁目3番1号	989-6117	(0229) 22-0510
宮城県	仙台	築館	栗原市	栗原市築館栗師2丁目2番1号	987-2252	(0228) 22-2474
宮城県	仙台	石巻	石巻市、東松島市、女川町	石巻市泉町4丁目1番9号	986-0832	(0225) 22-6188
宮城県	仙台	登米	登米市	登米市登米町寺池桜小路70番地2	987-0702	(0220) 52-2070
宮城県	仙台	気仙沼	気仙沼市、南三陸町、本吉町、唐桑町	気仙沼市朝日町1番地2	988-0034	(0226) 22-6692
福島県	福島地方		福島市、伊達市、二本松市、伊達郡(桑折町、国見町、川俣町、飯野町)、安達郡(本宮町、白沢村、大玉村)	福島県霞町1番46号(福島合同庁舎)	960-8021	(024) 534-1111
福島県	福島地方	相馬	相馬市、南相馬市、相馬郡(新地町、飯館村)	相馬市塚ノ町1丁目12-1	976-0015	(0244) 36-3413
福島県	福島地方	郡山	郡山市、田村市、田村郡(三春町、小野町)	郡山市桑野2丁目1番4号	963-8539	(024) 922-1405
福島県	福島地方	白河	白河市、須賀川市、西白河郡(西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町)、東白川郡(棚倉町、鉸川村、塙町、矢祭町)、岩瀬郡(鏡石町、天栄村)、石川郡(石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町)	白河市字郭内1番地136(白河小峰城合同庁舎)	961-0074	(0248) 22-1201
福島県	福島地方	若松	会津若松市、喜多方市、耶麻郡(磐梯町、猪苗代町、西会津町、北塩原村)、河沼郡(会津坂下町、柳津町、湯川村)、大沼郡(会津美里町、三島町、金山町、昭和村)、南会津郡(南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町)	会津若松市追手町6番11号(会津若松合同庁舎)	965-0873	(0242) 27-1498
福島県	福島地方	いわき	いわき市、双葉郡(富岡町、広野町、楢葉町、大熊町、川内村、浪江町、双葉町、葛尾村)	いわき市平字堂根町4番地11(いわき地方合同庁舎)	970-8026	(0246) 23-1651

## 管轄一覽

※注意：市町村合併により、管轄が変更されている場合等がありますので、この一覽表に該当の市町村がない場合等、疑問がある場合は、合併後の市町村を管轄する法務局へ確認願います。

都道府県	法務局	支局	管轄区域	所在地	郵便番号	電話番号
山形県	山形		山形市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、東村山郡山辺町、東村山郡中山町、北村山郡大石田町	山形市緑町一丁目5-48（山形地方合同庁舎）	990-0041	(023)625-1321
山形県	山形	寒河江	寒河江市、西村山郡大江町、西村山郡西川町、西村山郡河北町、西村山郡朝日町	寒河江市八幡町7-12	991-0025	(0237)86-3258
山形県	山形	新庄	新庄市、最上郡舟形町、最上郡金山町、最上郡真室川町、最上郡戸沢村、最上郡大蔵村、最上郡鮭川村、最上郡最上町	新庄市検町11番地1	996-0086	(0233)22-7528
山形県	山形	米沢	米沢市、南陽市、東置賜郡高島町、東置賜郡川西町	米沢市金池七丁目4-33	992-0012	(0238)22-2148
山形県	山形	長井	長井市、西置賜郡飯豊町、西置賜郡白鷹町、西置賜郡小国町	長井市四ツ谷一丁目7-15	993-0015	(0238)88-2587
山形県	山形	鶴岡	鶴岡市、東田川郡三川町	鶴岡市大塚町17-27	997-0047	(0235)22-1003, 1681
山形県	山形	酒田	酒田市、飽海郡遊佐町、東田川郡庄内町	酒田市上安町一丁目6-1	998-0011	(0234)25-2221
岩手県	盛岡	本局	盛岡市、雫石町、葛巻町、岩手町、八幡平市、滝沢村、紫波町、矢巾町	岩手県盛岡市内丸7番25号（盛岡合同庁舎）	020-0023	(019)624-9856（直通）
岩手県	盛岡	花巻	花巻市、北上市、西和賀町	岩手県花巻市城内9番27号	025-0076	(0198)24-8311
岩手県	盛岡	二戸	二戸市、久慈市、軽米町、洋野町、野田村、九戸村、一戸町	岩手県二戸市石切所字狼穴33番地1	028-6103	(0195)25-4811
岩手県	盛岡	遠野	遠野市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町	岩手県遠野市新町2番5号	028-0524	(0198)62-2813
岩手県	盛岡	宮古	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、川井村	岩手県宮古市小山田1丁目1番1号	027-0038	(0193)62-2337
岩手県	盛岡	一関	一関市、平泉町、藤沢町	岩手県一関市城内3番2号	021-0877	(0191)23-4149
岩手県	盛岡	水沢	奥州市、金ヶ崎町	岩手県奥州市水沢区字多賀97番地	023-0032	(0197)24-0511
秋田県	秋田		秋田市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、男鹿市、大潟村	秋田市山王7-1-3	010-0951	(018)862-6531

## 管轄一覽

※注意：市町村合併により、管轄が変更されている場合等がありますので、この一覽表に該当の市町村がない場合等、疑問がある場合は、合併後の市町村を管轄する法務局へ確認願います。

都道府県	法務局	支局	管轄区域	所在地	郵便番号	電話番号
秋田県	秋田	能代	能代市, 三種町, 八峰町, 藤里町	能代市大町5-36	016-0803	(0185)54-4111
秋田県	秋田	本荘	由利本荘市, にかほ市	由利本荘市給人町17 本荘合同庁舎	015-0874	(0184)22-1200
秋田県	秋田	大館	大館市, 北秋田市, 上小阿仁村, 鹿角市, 小坂町	大館市柄沢字狐台7-7 3	017-0804	(0186)42-6514
秋田県	秋田	横手	横手市	横手市本町2-9	013-0018	(0182)32-5153
秋田県	秋田	湯沢	湯沢市, 羽後町, 東成瀬村	湯沢市田町2-6-38	012-0844	(0183)73-2450
秋田県	秋田	大曲	大仙市, 美郷町, 仙北市	大仙市大曲日の出町1-3-4	014-0063	(0187)63-2100
青森県	青森		青森市, 平内町, 今別町, 外ヶ浜町, 蓬田村	青森市長島一丁目3番5号 (青森第二合同庁舎)	030-8511	(017)776-9021
青森県	青森	むつ	むつ市, 大間町, 東通村, 風間浦村, 佐井村, 横浜町	むつ市金谷二丁目6番15号 (下北合同庁舎)	035-0072	(0175)23-3202
青森県	青森	五所川原	五所川原市, 板柳町, 中泊町, 鶴田町, つがる市, 鱒ヶ沢町, 深浦町	五所川原市大字唐笠柳字 藤巻507番地10	037-8655	(0173)34-2330
青森県	青森	弘前	弘前市, 黒石市, 平川市, 大鱒町, 藤崎町, 田舎館村, 西目屋村	弘前市大字早稲田三丁目1番地1	036-8087	(0172)26-1150
青森県	青森	八戸	八戸市, 三戸町, 五戸町, 田子町, 南部町, 階上町, 新郷村	八戸市根城九丁目13番9号 (八戸合同庁舎)	039-1181	(0178)24-3346
青森県	青森	十和田	十和田市, 三沢市, 野辺地町, 七戸町, 東北町, 六戸町, おいらせ町, 六ヶ所村	十和田市西二番町14番12号 (十和田奥入瀬合同庁舎)	034-0082	(0176)23-2424
北海道	札幌		札幌市中央区, 札幌市豊平区, 札幌市白石区, 札幌市東区, 札幌市西区, 札幌市南区, 札幌市北区, 札幌市手稲区, 札幌市厚別区, 札幌市清田区, 千歳市, 江別市, 恵庭市, 北広島市, 石狩市, 当別町, 新篠津村	札幌市北区北8条西2丁目1-1	060-0808	(011)709-2311
北海道	札幌	岩見沢	岩見沢市, 三笠市, 美唄市, 夕張市, 南幌町, 月形町, 由仁町, 長沼町, 栗山町	岩見沢市5条東15丁目7-7	068-0005	(0126)22-0619



## 管轄一覽

※注意：市町村合併により、管轄が変更されている場合等がありますので、この一覧表に該当の市町村がない場合等、疑問がある場合は、合併後の市町村を管轄する法務局へ確認願います。

都道府県	法務局	支局	管轄区域	所在地	郵便番号	電話番号
北海道	札幌	滝川	滝川市、砂川市、歌志内市、芦別市、赤平市、奈井江町、上砂川町、新十津川町、浦臼町	滝川市緑町1丁目6番1号	073-8585	(0125) 23-2330
北海道	札幌	室蘭	室蘭市、登別市、伊達市、洞爺湖町、豊浦町、壮瞥町	室蘭市入江町1番地13	051-0023	(0143) 22-5111
北海道	札幌	苫小牧	苫小牧市、安来町、白老町、厚真町、むかわ町	苫小牧市旭町4丁目4番9号	053-0018	(0144) 34-7151
北海道	札幌	日高	浦河町、様似町、えりも町、静内町、三石町、新冠町、日高町、平取町	静内郡静内町こうせい町2丁目4番1号	056-0005	(0146) 42-0415
北海道	札幌	小樽	小樽市、余市町、古平町、仁木町、積丹町、赤井川村	小樽市港町5番2号	047-0007	(0134) 23-3012
北海道	札幌	岩内	岩内町、共和町、泊村、神恵内村	岩内郡岩内町字栄173番地1	045-0011	(0135) 62-0449
北海道	札幌	倶知安	倶知安町、京極町、ニセコ町、留寿都村、真狩村、喜茂別町、蘭越町	虻田郡倶知安町南1条東3丁目1番地	044-0011	(0136) 22-0232
北海道	函館		函館市、北斗市、七飯町、木古内町、知内町、福島町、松前町、森町、鹿部町、八雲町、長万部町、せたな町、今金町	函館市新川町2番18号(函館地方合同庁舎)	040-8533	(0138) 23-7511
北海道	函館	江差	江差町、厚沢部町、上ノ国町、乙部町、奥尻町	檜山郡江差町字姥神町167番地1(江差地方合同庁舎)	043-0041	(0139) 52-1048
北海道	函館	寿都	寿都町、黒松内町、島牧村	寿都郡寿都町字新栄町209番地10(寿都地方合同庁舎)	048-0401	(0136) 62-2203
北海道	旭川		旭川市、上川郡東神楽町、東川町、鷹栖町、比布町、当麻町、愛別町、上川町、美瑛町、富良野市、空知郡上富良野町、中富良野町、南富良野町、勇払郡占冠村、深川市、雨竜郡沼田町、秩父別町、妹背牛町、幌加内町、北竜町、雨竜町	旭川市花咲町4丁目2272番地	070-8645	(0166) 53-3174
北海道	旭川	名寄	名寄市、士別市、剣淵町、和寒町、下川町、枝幸郡枝幸町、浜頓別町、中頓別町、中川郡美深町、中川町、音威子府村	名寄市西1条南11丁目1番地5	096-0011	(01654) 2-2349
北海道	旭川	紋別	紋別市、紋別郡興部町、雄武町、滝上町、西興部村	紋別市花園町2丁目2番4号	094-0015	(01582) 3-2521
北海道	旭川	留萌	留萌市、増毛郡増毛町、留萌郡小平町、苫前郡苫前町、羽幌町、初山別村	留萌市大町2丁目12番地(留萌地方合同庁舎)	077-0048	(0164) 42-0492

## 管轄一覽

※注意：市町村合併により，管轄が変更されている場合等がありますので，この一覽表に該当の市町村がない場合等，疑問がある場合は，合併後の市町村を管轄する法務局へ確認願います。

都道府県	法務局	支局	管轄区域	所在地	郵便番号	電話番号
北海道	旭川	稚内	稚内市，天塩郡豊富町，幌延町，天塩町，遠別町，利尻郡利尻町，利尻富士町，礼文郡礼文町，宗谷郡猿払村	稚内市末広5丁目6番1号	097-0001	(0162)33-1122
北海道	釧路		釧路市，釧路町，厚岸町，浜中町，標茶町，弟子屈町，鶴居村，白糠町	釧路市幸町10丁目3 (釧路合同庁舎)	085-8522	(0154)31-5015
北海道	釧路	帯広	帯広市，音更町，士幌町，上士幌町，鹿追町，新得町，清水町，芽室町，中札内村，更別村，大樹町，広尾町，幕別町，池田町，豊頃町，本別町，足寄町，陸別町，浦幌町	帯広市東5条南9丁目1-1	080-8510	(0155)24-5823
北海道	釧路	網走	網走市，東藻琴村，女満別町，斜里町，清里町，小清水町	網走市大曲1丁目1-4	093-0045	(0152)43-3456
北海道	釧路	北見	北見市，訓子府町，置戸町，佐呂間町，遠軽町，上湧別町，湧別町，美幌町，津別町	北見市高砂町14-14	090-0017	(0157)23-6166
北海道	釧路	根室	根室市，別海町，中標津町，標津町，羅臼町	根室市弥栄町1丁目18	087-0009	(0153)23-4874
香川県	高松		高松市，さぬき市，東かがわ市，小豆郡小豆島町，小豆郡土庄町，木田郡三木町，香川県直島町，綾歌郡綾川町	香川県高松市丸の内1番1号 (法務合同庁舎)	760-8508	087-821-6191
香川県	高松	丸亀	丸亀市，坂出市，善通寺市，綾歌郡宇多津町，仲多度郡まんのう町，仲多度郡琴平町，仲多度郡多度津町	香川県丸亀市大手町2丁目1番13号	763-0034	0877-23-0228
香川県	高松	観音寺	観音寺市，三豊市	香川県観音寺市坂本町5丁目19番11号	768-0067	0875-25-4528
徳島県	徳島		徳島市，小松島市，名東郡佐那河内村，名西郡石井町，名西郡神山町，勝浦郡勝浦町，勝浦郡上勝町	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎	770-8512	(088)622-4171
徳島県	徳島	鳴門	鳴門市，板野郡松茂町，板野郡北島町，板野郡藍住町，板野郡板野町，板野郡上板町	鳴門市撫養町南浜字東浜31番地36	772-0003	(088)685-6220
徳島県	徳島	阿南	阿南市，那賀郡羽ノ浦町，那賀郡那賀川町，那賀郡那賀町，海部郡由岐町，海部郡日和佐町，海部郡牟岐町，海部郡海南町，海部郡海部町，海部郡穴喰町	阿南市富岡町トノ町24番地6	774-0030	(0884)22-0410
徳島県	徳島	美馬	美馬市，三好市，美馬郡つるぎ町，三好郡東みよし町	美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南125番地1	779-3602	(0883)52-1164
徳島県	徳島	吉野川	吉野川市，阿波市	吉野川市川島町川島474番地 川島法務総合庁舎	779-3301	(0883)25-2400
高知県	高知		高知市，春野町	高知市小津町4番30号	780-8509	(088)822-3331

## 管轄一覽

※注意：市町村合併により、管轄が変更されている場合等がありますので、この一覽表に該当の市町村がない場合等、疑問がある場合は、合併後の市町村を管轄する法務局へ確認願います。

都道府県	法務局	支局	管轄区域	所在地	郵便番号	電話番号
高知県	高知	いの	土佐市、いの町、仁淀川町、日高村、佐川町、越知町	高知県吾川郡いの町1290番地4	781-2110	(088) 893-0343
高知県	高知	香美	南国市、香美市、香南市、大豊町、本山町、土佐町、大川村	高知県香美市土佐山田町旭町1丁目4番10号 土佐山田地方合同庁舎	782-0033	(0887) 52-3049
高知県	高知	須崎	須崎市、中土佐町、橋原町、津野町、四万十町	高知県須崎市青木町1番4号 須崎第2地方合同庁舎	785-0004	(0889) 42-0374
高知県	高知	安芸	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村	高知県安芸市矢ノ丸2丁目1番6号 安芸地方合同庁舎	784-0001	(0887) 35-2272
高知県	高知	四万十	四万十市、土佐清水市、宿毛市、黒潮町、大月町、三原村	高知県四万十市右山五月町3番12号 中村地方合同庁舎	787-0012	(0880) 34-1600
愛媛県	松山		松山市、伊予市、東温市、伊予郡松前町、伊予郡砥部町、上浮穴郡久万高原町	愛媛県松山市宮田町188-6	790-8505	(089) 932-0888
愛媛県	松山	大洲	大洲市、西予市、喜多郡内子町	愛媛県大洲市田口甲2022-18	795-0063	(0893) 24-4155
愛媛県	松山	八幡浜	八幡浜市、西宇和郡伊方町	愛媛県八幡浜市江戸岡1丁目1-5	796-0031	(0894) 22-0696
愛媛県	松山	西条	西条市、新居浜市	愛媛県西条市明屋敷168-1	793-0023	(0897) 56-0188
愛媛県	松山	四国中央	四国中央市	愛媛県四国中央市三島中央5丁目4-31	799-0405	(0896) 23-2407
愛媛県	松山	今治	今治市、越智郡上島町	愛媛県今治市旭町1丁目3-3	794-0042	(0898) 22-0855
愛媛県	松山	宇和島	宇和島市、北宇和郡鬼北町、北宇和郡松野町、南宇和郡愛南町	愛媛県宇和島市天神町4-40	798-0036	(0895) 22-0770



(参考資料)

### 石綿関連疾患の関係書類に係る保存年限

区 分	書 類 名 等	保 存 年 限 等
<b>石綿による疾病である ことの確定診断</b>  <b>【病名、死亡原因】</b>	死亡診断書	
	診療録	5年（医師法第24条）（医療機関によっては10年程度保存）
	肺機能等の検査記録	3年（保険医療機関及び保険医療養担当規則第9条）（医療機関によっては10年程度保存）
	病理解剖記録、病理組織検査記録	3年（医療機関によっては10年程度保存。ただし、日本病理学会指針では永久保存）
	エックス線、CT等の検査記録	3年（保険医療機関及び保険医療養担当規則第9条）
	死亡届に添付の死亡診断書等の記載事項証明	死亡診断書等は所轄法務局で27年間保存 （利害関係人は死亡届書等の記載事項証明書を請求できる（戸籍法第48条））
	じん肺管理区分決定関係綴  <small>管理区分決定関係綴には、じん肺管理区分決定通知書写、じん肺健康診断結果証明書写（粉じん作業職歴、X線写真による検査、胸部に関する臨床検査、肺機能検査、合併症に関する検査）が含まれる。</small>	30年（労働局保存）
<b>石綿ばく露の医学的 所見</b>  <b>【石綿肺・胸膜プラーク・石綿小体（繊維） の存在】</b>	健康管理手帳交付簿、健康管理手帳台帳	30年（労働局保存）
	肺機能等の検査記録	3年（保険医療機関及び保険医療養担当規則第9条）（医療機関によっては10年程度保存）
	病理解剖記録、病理組織検査記録	3年（医療機関によっては10年程度保存。ただし、日本病理学会指針では永久保存）
	エックス線、CT等の検査記録	3年（保険医療機関及び保険医療養担当規則第9条）
<b>石綿ばく露作業従事歴</b>	石綿に係る作業記録、健康診断記録	30年（特定化学物質等障害予防規則第38条の4、第40条）
	会社の職歴証明等	
	会社の登記簿	閉鎖の場合は、本社管轄法務局の閉鎖登記簿 20年保存（商業登記規則第34条）
	厚生年金保険等の被保険者記録	（永年）
	同僚等の証言	石綿ばく露作業従事に係る同じ作業環境、同じ時期、同じ期間の者

資料番号10

